

平成20年 第2回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(平成20年11月28日)

茨城県南水道企業団議会

平成20年 第2回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成20年11月28日(金) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 議員提出議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第4. 議案第1号 茨城県南水道企業団公共下水道使用料徴収条例について

議案第2号 茨城県南水道企業団職員の給与育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について

議案第4号 平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)について

報告第1号 平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第5. 一般質問

日程第6. 閉会中の事務調査の件

出席議員	議長	5番	曾根一吉君
		1番	沼田利光君
		2番	宮原節子さん
		3番	大谷雅彦君
		4番	中根利兵衛君
		6番	大野喜助君
		7番	披田信一郎君
		8番	伊藤悦子さん
		9番	佐藤隆治君
		10番	野口利枝子さん
		11番	澤部利勝君
		12番	貫井徹君

欠席議員 なし

説明のための出席者

企 業 長	串 田 武 久 君
副 企 業 長	池 邊 勝 幸 君
副 企 業 長	藤 井 信 吾 君
事 務 所 長	野 口 勇 君
次 長	佐 藤 久 雄 君
次 長	菊 地 平 君
経 営 企 画 グ ル ー プ リ ー ダ ー	飯 島 美 博 君
総 務 課 長	山 口 好 正 君
業 務 課 長	岡 野 明 君
工 務 課 長	小 暮 一 郎 君
管 理 課 長	海 老 原 敏 夫 君
配 水 課 長	永 井 俊 一 君
総 務 課 長	宮 本 栄 三 君
補 佐	
監 査 委 員	戸 澤 淳 子 さん

茨城県南水道企業団議会事務局

局 長	藤 原 勘 一 君
係 長	根 本 昌 実 君
書 記	山 本 信 之 君
書 記	小 嶋 哲 夫 君

平成20年第2回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

議 員 提 出	茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議 案 第 1 号	
議 案 第 1 号	茨城県南水道企業団公共下水道使用料徴収条例について
議 案 第 2 号	茨城県南水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例について
議 案 第 3 号	平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について
議 案 第 4 号	平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）につ いて
報 告 第 1 号	平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告に

ついで

平成 20 年第 2 回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議員	質疑の要旨
1 貫井 徹	<p>議員提出議案第 1 号</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 値下げの財政の根拠 2. 構成 3 自治体の住民の生命、生活、環境を守る立場から。 鉛管、石綿管改良工事の負担割合について <hr/> <ol style="list-style-type: none"> 1 議案第 1 号 <ol style="list-style-type: none"> 1. 徴収業務は、スムーズに対処できるのか 2. 第 4 条 経費区分 <ol style="list-style-type: none"> ①構成自治体の負担割合
2 野口利枝子	<ol style="list-style-type: none"> 1 議案第 1 号 <ol style="list-style-type: none"> 1. 井戸水使用の場合の徴収、水道・井戸水使用の場合の徴収はどうなるのか 2. 一括徴収で住民負担が大きいとの声があるが、軽減策など考えるか 2 議案第 3 号 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公営企業である水道事業における減価償却の考え方 2. 自己資本金 8 9 億円の内訳について 3. 受贈財産は 内訳について 4. 職員数の変化について 3 議案第 4 号 <ol style="list-style-type: none"> 1. 負担金について
3 伊藤 悦子	<ol style="list-style-type: none"> 1 議案第 3 号 <ol style="list-style-type: none"> 1. 審査意見書に対する検討について <ol style="list-style-type: none"> ①受水費 ②入札 ③前払金 ④企業債 2. 委託料について (P 4 2 ~ P 4 3) 3. 報償費について 4. 普及率について

4 披田信一郎	<p>議員提出議案第1号</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本料金制度で従来の10立方メートルとするものを残しておいた上で、新たに10立方メートル以下の使用者について別立ての5立方メートルを基本料金とする別枠を定めようという提案と読み取れるが、あえてこのような仕組みとされる意義、意味は何か？ 2. 今後の財政推計等、提案に至る仮定での執行部からの見通しについての聞き取りや、提案者におけるシミュレーションはどのようになされて提案に至られたのかについて、ご説明されたい。 3. 基本料金にかかわる10立方メートル以下使用の少人数世帯や節減利用者への配慮部分はそれなりに論議もなされてきており、その意味は理解できるが、10立方メートル以上使用者の超過料金部分での210円から200円への約5%引き下げとしようとする提案の、算定根拠または今後の収支見通しにおける影響についての考え方はどのようなものか、説明されたい。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 議案第1号 <ol style="list-style-type: none"> 1. 第4条 徴収事務の経費についての関係市等の負担額の定め方は、どのようにしていくつもりか？ 2. 徴収が不能な利用者に関わる未収金の会計上の処理、および滞納処理業務の行い方、最終的な不納欠損処理などの処理の仕方はどうするのか？ 3. 仮に、一定期間のみ水道企業団で取り扱い、一定期間以降は元の関係市での処理に戻すような場合において、利用者との間での分割納付誓約をとって分割納付を受ける際などでの処理はどのようになるのか？ 2 議案第3号 <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札契約において工事委託で平均落札率95.7%となっており、監査委員からも厳しく指摘されているが、発注者としての談合防止、工事費削減に向けての努力はどのようなものであって、結果についての評価、総括をどのように考えているのか。 2. 4億円もの繰越しとなっているが、工事前の調整の進め方、工事の発注において、どのような状況、課題があったのかについて、説明されたい。 3 議案第4号 <ol style="list-style-type: none"> 1. 派遣職員給料負担金の2,938万円について、3人の職員が構成

3市からそれぞれ1人ずつの派遣を受けて、2人の次長と経営検討グループリーダーとして配置されたことに伴うものだが、その必要性、3人とした理由、企業団で果していただく役割、一時的なものなのか、今後制度化されようとするのかの計画について、説明されたい。

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 大谷雅彦	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道料金の値下げについて <ol style="list-style-type: none"> 1. 「水道料金値下げ請願」に対する対応 2 経営責任の所在について <ol style="list-style-type: none"> 1. 県内水道企業団の経営責任を伺いたい 3 経営改善の進捗状況と手法について <ol style="list-style-type: none"> 1. 内部管理費の合理化に残される余地 2. 公平構成と入札改革 4 水道事業の中期見通しについて <ol style="list-style-type: none"> 1. 財務会計処理の適正化＝加入金を資本勘定に移行させる時期 2. 原水購入価格・引受水量・有価供給水量の現状と見通し 3. 県西水道事業との統合時期及び統合した後の原水価格等並びに経営見通し
2 貫井 徹	<ol style="list-style-type: none"> 1 今後の全般的な構成自治体の負担割合の見通し 2 構成自治体住民の生命・生活・環境を守る立場から！ <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉛管・石綿管取替等のスピード化を求める 3 県南水道の財政状況 <ol style="list-style-type: none"> 1. 構成2自治体住民への説明責任 4 経営企画グループの経営改善計画の答申は <ol style="list-style-type: none"> 1. 厳しい経済不況のなか、行財政改革を
3 野口利枝子	<ol style="list-style-type: none"> 1 過大な水源開発について <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民に高い水道料金を押し付け、税金の無駄遣い、環境破壊につながる八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業の中止を求めよ 2 工事費の公費負担について <ol style="list-style-type: none"> 1. 公道部分については公費負担とし、加入率を上げるべき
4 伊藤 悦子	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道料金値下げについて <ol style="list-style-type: none"> 1. 過大契約水量の是非について 2. 水道料金体系について 3. 事業計画の見直しについて 4. 水道料金の値下げすることについて
5 披田信一郎	<ol style="list-style-type: none"> 1 透明性、競争性を高めるための入札契約改革について <ol style="list-style-type: none"> 1. 今年度から、一般競争入札を取り入れることとされたわけだが、そ

	<p>の成果—落札率、応札者数などはどのようなものか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 5,000万円以上とされたが、適用される案件の数、全体における割合は？ 3. 一般競争入札とは言うものの、厳しい条件付とされたが、その具体的内容、地域条件を変えていた場合の応札可能業者数の違いを説明してほしい。 4. 時代は、一般競争入札は当然のこととして、総合評価方式の導入が問われているが、当企業団としての準備状況、考え方は？ 5. 来年度の取り組みは？ <p>2 中期的な財政推計、収支見通し（シミュレーション）について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業はどうなっているのか？ 2. 現時点での見通しを説明されたい <p>3 利根町からの企業団加盟要請、水道事業の統合問題について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査報告書が昨年度中に作られたはずだが、その内容の概要は？ 2. 議会への説明が遅れた理由は？ <p>4 執行部としての議会への説明、協議を通しての長期的な経営安定実現への考え方について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 説明不足に関して 2. 料金問題等でのみっちりとした協議実現につながる、議会の委員会審査についての考え方 3. 記録、資料の作成と、公表、活用についての今後の取り組みについて
--	--

午後 1時30分 開 会

○議長（曾根一吉君）

ただいまから平成20年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員数12名。定足数に達していますので、会議は成立します。
本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（曾根一吉君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、7番 披田信一郎議員、8番 伊藤悦子議員、両名を指名します。

◇日程第2 会期決定の件

○議長（曾根一吉君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。
<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（曾根一吉君）

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定します。

◇日程第3 議員提出議案第1号

○議長（曾根一吉君）

日程第3、議員提出議案第1号、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。8番、伊藤悦子議員。
<8番、伊藤悦子さん 登壇>

○8番（伊藤悦子さん）

議員提出議案、水道事業給水条例の一部を改正する条例の提案理由について述べさせていただきます。
高い水道料金を何とかしてほしいとの市民の切実な要望に対して、昨年11月議会で「水道料金の値下げを求める請願書」が採択されています。昨年4月から加入金の引き下げ、ことし10月からは量水器が無料になりました。住民要望に対して一歩前進と考えます。し

かし、請願の趣旨は、料金本体の引き下げを求めているものであり、十分であるとは言えません。物価高騰と景気悪化のもとで、市民の生活を守り、市民生活を支えるために、料金引き下げを求めるものです。

今回の提案は、基本料金を5^mまでを700円とし、1^mを超えるごとに140円の料金を加える。10^m以上の超過料金は、210円を200円にします。平成20年3月末調査で試算しますと、基本料金の部分で約1億5,000万円、10トン以上の超過料金の部分が約1億272万円で、合計約2億5,400万円余りが企業局の負担となるわけですが、黒字分を利用者に還元すること、契約水量の是正、経費節減などを進め、使用料金の引き下げで、市民生活応援のため、皆さん、ぜひとも議案を可決していただくようお願いをいたしまして、議案の提案とさせていただきます。

○議長（曾根一吉君）

以上で提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。通告の順番に発言を許します。

12番、貫井 徹議員。

<12番、貫井 徹君 登壇>

○12番（貫井 徹君）

貫井 徹でございます。

私は、実は原稿はございませんけれども、通告してございます、まず第1点に値下げの財政の根拠、第2点に構成3自治体の住民の生命・生活・環境を守る立場から、鉛管、アスベスト、いわゆる石綿管改良工事の負担割合等について、提出者、きょうは企業長に成りかわって、企業長の立場から明解な答弁を求めるものでございます。

きょう、藤井副企業長がお見えでございますけれども、我が取手市議会も昨日から平成20年第4回の定例市議会が開会となりまして、藤井市長の改革にかける息吹あふれる心情を吐露されまして、NHKテレビもきのうは来たところでございますけれども、まさに私は一昨年から引き続いておりますサブプライムローンの破綻から、アメリカのリーマン・ブラザーズ破産、AIGに対するアメリカの公的資金の投入等、まさに1929年（昭和4年）の世界の大恐慌に匹敵するような現況の状況になってきている。

その中において、いわゆる県南水道企業団はきょう、説明員で課長以上の方がいらっしゃいますけれども、構成自治体に先駆けて管理職手当も2割カットという、また、そのような行財政改革、また、串田企業長、池邊・藤井副企業長のもとに、私が提案しました定年退職時における特別昇給制度の廃止、そういった部分を本当にきめ細かく実現して、そういう中で加入金の値下げ、量水器の無料化等、約30万人の住民に発信している中で、今回このような議員提出議案を上げたことに対しては敬意を表するわけでございますけれども、ここに書いてあります値下げの財政の根拠、確かに私ども公明党も、高齢者のひとり暮らし、また、そういった部分に対しての施策は講ずるべきと、そういうことは宮原議員

含めまして、この茨城県南水道企業団本会議場でそのような部分を企業長と議論を闘わせてきたところがございます。

そういう中で、非常に経済不況、呻吟している中で、やはり経営改善グループ、要するに茨城県南水道企業団の中にきめ細かくそういった組織をつくって、最終的な答申もまだ出ていない中で、パフォーマンスとは申しませんが、やはり皆さん方の英知と知恵を集めて、曾根議長いらっしゃいますけれども、12名の議員がお互いの知恵を振り絞ってではなくて、きょうは仮に企業長、ノグチ副企業長の連名でこのような案を出したわけでございますけれども、この値下げの財政の根拠、それをしっかりお示ししていただきたいと思えます。特に、残念なことは、重みのあるこの提出議案、非常に値下げということは大事なことでございますので。

きょう、これからずっと執行部の議案提案の説明の中でも、企業長はきめ細かい提案説明されると思うんですけども、余りにも短い論拠を示さないで、上っただけの説明には……、野口所長にも申し上げたんですけども、議員の先議で、議員提出議案から入ることなので、私は今回、一般質問、議案質疑含めまして、執行部にいろいろたださなきゃいけない部分があるものですから、それは後先で後になっているものですから、まず伊藤議員にその根拠を明確に、約30万人の構成自治体の住民に周知していただきたい部分もでございますので、加入金の部分につきましてはちょっとさっきも触れておりましたけれども、加入金の値下げの前に、平成18年度は約7億円、議員承知のように、お手元にある決算資料を見ればわかるんですけども、7億1,175万円の加入金の収入があったんですけども、平成20年度予算は、私が調べたところによりますと4億円を切って3億8,175万円、非常に約4割の収入減になっていると。加えて、量水器のほうも、これも伊藤議員も承知のように、平成20年度は2,557万円の減額補正をしていると。

私の予測によりますと、平成20年度以降は約5,200万円の収入減になるんじゃないかと、非常にボディブロー、ワンツーパーチで、本当に管理職も2割のカットしてですね。伊藤議員の所属の御市におかれても、管理職は2割もカットしてないと思うんですね。地域手当も出していない。本当に県南水道企業団の職員、特にプロパーの職員は大変な思いでやっていると。出向の職員は戻れるというね。今、3人来ていますがけれども、その3人の人件費もまた新たな負担になっていると。

それで、取手には取手地方下水道事務組合、また、私も最後はお世話になる火葬場組合とか、あと県南水道組合とか、いろいろ事務組合もございます。それに対しての負担金は出しているんですよ。それで、茨城県南水道企業団には、発展著しい牛久市さんも、龍ヶ崎市さんも、我が取手市も、本当にプロパー職員の懸命な努力のおかげで負担金は出さなくても済んでいると。

そういう部分で、加入金、量水器使用料の——それとあと私も危惧している部分は、いや、伊藤議員、本当に今不景気なんですね。それで、議員報酬、費用弁償も、この12名

の議員の英知と企業長、副企業長の英知によって、この10月1日から、さつき皆さん費用弁償いただいたけれども、もうカットで、他の事務組合に先駆けて県南水道企業団がやってきている。

そういう中で、営業用・団体用の給水収益も、過去3年間、営業用でいえば1,539万円の減額ですよ。団体用も1,293万円ほど、いずれにしてもそのように、要するにどこを節約するかという部分は、井戸も入っていれば、やっぱり水道を使わないで井戸を使うとかですね。要するに、我々、今まで1,000円のランチを食べていた人が290円の牛丼を食べるとか、そういうふうみんな、生活実感、実態経済が——最近、実態経済という言葉がよく使われますけれども、消費財、そういう部分の減額が顕著になっているんですね。そういう部分で、やっぱり県南水道企業団はあくまでそういう収入、法人事業税とか個人事業税とか、そういった分はいただけないものですから、おわかりのように。

そういう中で英知と工夫でやっている中で、そういう値下げの財政の根拠をお願いしたいと。

そういう中で、2点目は、やはり鉛管、石綿管ですね。要するに、静かな原子爆弾と言われるアスベスト問題、非常に石綿管、また鉛管等は、まだまだこの県南水道企業団の中に、本管及びそういった中に存在があると。これは、やはり構成自治体の生命と生活環境を守る立場から、串田企業長、また池辺、藤井両副企業長にお願いして、一日も早く改善しなきゃいけないと。そういう部分は値下げによっておくれるんじゃないかという危惧もね、そうあってはならないと思うんですけれども、そういう部分はどういうふうにお考えか。大体、鉛管とか石綿管が年間幾らぐらい、今度そういう部分について予算措置が必要かということもお示し願いたい。

それにあと大事なことは、さつきちょっと触れましたけれども、営業・団体用の給水収益の比較、そういう普及のですね。幾ら本管をやったとしても加入しないと、やるところはやると言っているながら、通したら今度、なかなか加入しないと。要するに、限りなく100%に近い普及率を目途にしているわけですけれども、そういった分の普及の部分はどういうふうに行っているかと。

それとあと、配水場の更新工事も平成22年度から24年度にかけて、我々、全員協議会やなんかで、いろいろ野口所長以下ご説明いただいていますけれども、茨城県南水道企業団の本部というか、若柴配水場が約20億円かかると、手前ども取手の藤代配水場が約3億円、こういう更新工事も考えていると。だから、責任ある企業長に成りかわって、このような値下げの議案を提出しました伊藤議員に、明確な答弁をまず最初求めるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子さん 登壇>

○8番（伊藤悦子さん）

貫井議員のご質問にお答えをいたします。

値下げについての財政の根拠に対してですけれども、まず初めに、使っていない県からの水を買う浄水費に対しまして、その契約水量の是正を挙げたいと思います。

平成19年度は、契約水量が8万5,880トンです。平成19年度の1日最大給水量が7万3,822トンで、その差は1万2,058トンあるわけです。金額にして1億8,600万円です。剰余金1億6,000万円と合わせれば、料金値下げは可能と考えているところです。

そしてさらに、減価償却費についてですけれども、料金値下げの場合はみなし償却も認められているところです。現在、当企業団はみなし償却を行っていませんけれども、そのみなし償却を行うとすれば、平成19年度で約3億円あることになるわけです。

それと、入札の改善、また人件費、各市町村から派遣をされているその人件費が約3,000万円となっていますけれども、このことについては企業団が十分な努力をし、その人件費負担がなくなるような方向で仕事を進める、このことが大事だと思います。

そして、何よりも水道料金引き下げの議案提案をしたところは、現在、先ほども貫井議員からもお話がありましたように、市民生活は非常に厳しくなっています。公共料金は、住民の生活を守る、そして支援をする、そういった点で引き下げることができるならば、企業長としてはそれを努力するのが当然だと私は思っています。

そのことを考え、「地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。」その料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし」、このように書かれているわけですが、この水道企業団みなし償却をしないこと、そしてまた、契約水量についてきちんとヘイモンに対し是正をする。このことを求めることが、住民にとっての水道料金についての引き下げができるのではないかと考えておりますので、そのように提案をさせていただいたわけです。

また、鉛管や石綿管につきましては、引き続き一日も早く、今のところを考え合わせれば、今までのところでもできるということであり、また、経費節減の中を考えれば、さらにできるのではないかとこのように考えているところです。

以上です。

○議長（曾根一吉君）

12番、貫井 徹議員。

<12番、貫井 徹君 登壇>

○12番（貫井 徹君）

貫井 徹です。

まず、契約水量の件に触れられました。県のほうに減額を認めさせれば、それは可能だと思うんですけれども、要するにまだそういう、現在進行形というか、交渉中ですよ。要するに、伊藤家の家計を考えてみればわかると思うんです。いただけるものだというの

と実際入ってくるのと違うという時点ですね。

2点目のみなし償却の件でございますけれども、宮原監査委員、財務に強い監査委員でございますので、そこにいらっしゃるの、僭越でございますけれども、まずみなし償却についての伊藤さんの解釈度というか、理解度というか、それが非常にやはり企業長のお立場としてのかわりの提案ですから、それについては尊重いたしますけれども、非常に残念だなという思いですね。と申しますのは、みなし償却を行い、減価償却しなかった場合は、その施設の布設替え等の際、資産消耗品である固定資産の除去費として、要するに取得価格がそのまま諸費として計上されちゃうんですよね。そういうのをおわかりですかね。

だから、私は、要は、これ野口さんにも大分、執行部にきちっと聞いていただきたい。だから、後先になっちゃっているんです。これは議員提出議案だから、執行部には質疑できないものですから、後でいろいろまた発言しようかと思っっているんですけれども、そういう部分で非常にやはり——きょう、共産党の諸君も傍聴に来ておりますけれども、値下げというと確かに聞こえはいいんですけれども、中身をきちっと整理していないとですね。それをきちっと整理して、それでそういう部分ですね。

きょう、ほかの議員も触れられますので、私ばかりしゃべっちゃうと一般質問と同じような時間になっちゃうものですから、これで最後にしますけれども、最後に、経営改善の職員の英知を集めて、その答申がまだ出ていませんよね。その答申も出ていないうちに、拙速じゃないかと。慌ててですね、何かほかに、この出すということに他意があるのかどうか。もちろん、政局とか、そういうのはお考えじゃないでしょうけれども、何か完全なものじゃないのを出して、出した、出したという、そういう大騒ぎはしないと思うんですけれども、そういう部分はどうか。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子さん 登壇>

○8番（伊藤悦子さん）

貫井議員の質疑にお答えをいたします。

契約水量のことについてなんですけれども、確かに努力をしているということですが、やっぱり最大限の努力をするということが大事だと思います。それには、企業長として、本当にこの契約水量は過大な計画のもとに行われていると私は考えていますので、これはあらゆる場面をとらえまして、契約水量是正を求めていくようにする、このことが非常に大事だと思っています。

それと、今回この議案提案をしたのは、住民の方が、やはり今の経済情勢の中で本当に大変な生活をしている。こうしたときに、公共料金として、使っていないものを何で払わなくちゃいけないのか。節約をしている、高齢者にとっては本当に年金が少なくなる中、お風呂も我慢している。こういう実態があるからこそ、住民の皆さんの声にこたえてこの議

案を出したわけです。そのことはぜひご理解いただきたいと思います。

以上です。

<「経営改善グループはどうされましたか」と呼ぶ者あり>

○8番（伊藤悦子さん）

経営改善グループに関しましては、何度かお聞きしたんですけれども、料金そのものについてはまだ検討されてないということでした。その点につきましては、私ども、やはり住民の信託を受けて、きちんとこの問題について対処する。このことが大事だと思ったからこそ、議案提案をしたわけです。

○議長（曾根一吉君）

12番、貫井 徹議員。

<12番、貫井 徹君 登壇>

○12番（貫井 徹君）

貫井 徹です。

お手元に審査意見書が届いていると思うんですけれども、戸澤淳子監査委員と宮原節子監査委員。その中に、「特別損失の水道料金不納欠損額については、水道使用者の公平性を図るためにも、引き続き早期改修に努力する」と、そういう文言がございます。それについては、やはり値下げの場合は、こういう滞納部の徴収を上げて、値下げのほうに協力する部分が不可欠だと思うんですけれども、伊藤さんは毎日おふろに入っていると思うんですけれども、そういった部分についてはどういうふうにお考えか。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子さん 登壇>

○8番（伊藤悦子さん）

滞納部分につきましては、やはりきちんと状況を把握をし、取り立てることは非常に重要なことだとは思っています。

<「終わります」と呼ぶ者あり>

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。これで貫井 徹議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎君 登壇>

○7番（披田信一郎君）

議員提出議案第1号、給水条例の一部を改正する条例について、質疑を行わせていただきます。

今、先ほどの議案質疑でも相当丁寧になされたよう、いろいろ論議をしていきたいと思っております。しかし、まずは議案に対する質疑という場面でありますので、抑制をいた

しまして、通告をしております3点について、まず審査を始める前提の部分として伺いたいと思っています。

まず第1点は、技術的というか、場合によっては議案書の作成上の錯誤的な部分であるやもしれませんが、お伺いしたいと思います。

それは、すなわち提出議案では、水道料金の別表の家事用の基本料金部分というものを10m³1,400円という段につけ加えて、5m³700円という2段組みにし、その5m³までのものについては超過料金を新設をして140円とし、10m³の基本料金の部分のものについての超過料金は、これは210円を200円に、10円下げるということでありますが、同じような数字という形で出されています。

これを素直に読むと、基本料金の2段階制というか、5m³までの定量利用者と10m³以上の普通利用者に区分けをして、2種類の基本料金制度をつくるというふうにもとれます。しかし、提案説明なんかの趣旨からいうと、別に基本料金を5m³に切り下げて、5m³以上10m³未満までは超過料金を140円とし、10m³を超えるものについては200円とするという、さらっとそのようにも読み取れますが、これは提案の出され方の趣旨及びこのような書き方でいいのかどうかを改めて確認したい、伺いたいということでもあります。

2つ目には、貫井議員からの詳しい質疑とかぶる部分がありますのであれですが、このようなというか、特に提案によるわけですけれども、財政にかかわる提案を議員の側から出されたわけであって、そのための前提というのは、やっぱり現実の経営状況がどうなっていて、今後それをどのようにしていこうとするのかという、そこで最後の政治判断として若干リスクな部分があったにしても利用者をかんがみ、または下げることによって新規の加入促進を図ると、そういう部分、ある種の経営判断というか、政治判断の部分はそれぞれですけれども、その前提になる財政推計であるとか、また、さまざまなこうしたらどうなるというシミュレーション、先ほどの議案説明でも基本料金部分の切り下げに伴う約1億5,000万円、それから超過料金部分の210円から200円への——これは家事に限って提案されておりますけれども——部分が約1億円という計算をご説明されたので、それは伊藤議員において計算されたのか、執行部とのやりとりがあったのか、よくわからないんですが、その辺の実際上の経営状況及び今後の推計について、どのように提案に至る過程でなされたのか、もう少し説明を加えていただきたいと思っています。

それから3つ目には、基本料金にかかわる10m³以下の使用の少人数世帯であるとか、または節水していこうという利用者に対して基本料金制度において配慮したらということとは、昨年の請願審査の過程での特別委員会の委員長報告にもあるように、大方そういうことは必要だよなという話はあるところではありますが、一方で、超過料金部分での210円を200円に約5%下げるという部分については、やっぱり全体を引き下げていくことにつながっていくこと、使用量がふえても、総体的に入ってくる部分が5%は今後も将来的にもふえないということの意味するわけであります。

そういう意味では、この2つの部分に分けて、それぞれの今後の見通しと。それから、あわせて家事部分に限って下げると、それ以外の営業用、団体用、浴場営業は1件しかないようですが、その他については触れないということとしたその提案の趣旨というか、理由などについてご説明を求めます。

以上です。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子さん 登壇>

○8番（伊藤悦子さん）

披田議員のご質問にお答えをいたします。

基本料金の表示についてですが、基本料金が二部制になっている、そういう考え方もあるということでしたが、超過料金が5トンを超え9トンまでが1トン当たり140円です。また、10トンを超えると1トン当たり200円としましたので、その表示をわかりやすいように、このような表示といたしました。

それと、10トン以上の超過料金の部分につきましては、給水件数は全体で8万4,210件です。10トン以下は2万5,966件で、5トンまでが1万2,930件あります。全体の31%が10トン以下で、10トン以下の約半分が5トンの利用者となっているわけなので、実態に近くするようにということで基本料金5トンとしました。また、10トン以上の超過料金につきましては、全体的に今ある料金体系を崩さないほうがいいかなというところでこのような料金体系にしたので、ぜひご理解いただきたいと思えます。

財源については、貫井議員にご説明したとおりです。

また、要するに企業団が減収になる部分につきましては、事務局のほうに問い合わせをしまして、数量は決めさせていただいているところです。

家事部分に限定したということにつきましては、市民の間からの、本当に日常生活の中で使っている水道料金についての声が大きかったということで、今回はこの部分について料金の改定を提案したわけです。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。

7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎君 登壇>

○7番（披田信一郎君）

ご答弁をいただきました。

1点目の5^mの基本料金を新設する。10^mのも、この議案というのか、条例によって給水賦課をするわけですから、やはりこのままであると、5^mと10^mと2種類の基本料金を設置するというふうに、機械的には読み取ってしまう。この段のところの5^mだけとすれ

ば十分だろう。超過料金があくまでも2段階制なんだという趣旨なので、この辺もちょっと議員提案によるところの難しさという結果かもしれませんが、一定の修正というか、実務を実際やる場合にこれでいいのかという疑義を私はまだ残しております。

それから、2点目で伺ったのは、財源がどうであるのかという判断を提案者においてなされたこと、可能だということは、貫井議員の質疑に対するご答弁で既に伺っておるところなんです。ちょっと後先が逆になるんですが、そのような結論に至る前の、実際どのぐらい執行部とある程度やりとりがあり、執行部における財政推計やシミュレーション、実際いろいろやったけれども全く今手がついてないんだと、下水道の一元化であるとか、さまざまなことで。だから、しようがなく議員においてもうやらざるを得なかったというような事情があるのか。そうであるとすれば、だけど、やはり今後、慎重な審査の過程でそういうことをちゃんとやっていかないと、これを丸とするにせよ、バツとするにせよ、不十分じゃないかというふうにも思っておりますのでこのことを丁寧に伺っておりますので、もうちょっとどんなやりとりというか、質問をかけ、実際事務局とのあれができたのかということについて、もうちょっとご答弁をお願いします。

以上です。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子さん 登壇>

○8番（伊藤悦子さん）

披田議員のご質問にお答えをいたします。

この議案を提案するについては、事務局には相談をいたしました。しかし、事務局のほうとしては、経営検討会議のほうでは現在まだなかなかそこまで至っていないということのお話もありました。一応お話をした結果、私どもでは値下げができる、このように考えたからこそ提案をしているわけです。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。これで披田信一郎議員の質疑を終わります。

これで議員提出議案第1号の質疑を終了します。

<「議長、議事進行上の発言を求めます」と呼ぶ者あり>

○議長（曾根一吉君）

貫井 徹議員。

<12番、貫井 徹君 登壇>

○12番（貫井 徹君）

議事進行上の発言を求めます。

今、私も質疑いたしまして、披田議員も質疑いたしました。披田議員も指摘しておりましたけれども、非常にやはり慎重な審査を求めると。私も、大事な案件でございますので、

執行部にやっぱり論拠というか、根拠とか、そういったことも確認してですね。また、きょうは野口議員が発言しておりませんが、2人の提出議員にもしっかり多方面からそれを精査して、そのためにも、私は継続審査を動議として提出いたします。

○議長（曾根一吉君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 時 分

再 開 午後 時 分

○議長（曾根一吉君）

会議を再開いたします。

先ほど貫井 徹議員より、議員提出議案第1号については継続審議をする必要があるのではないかという緊急の意見が出されました。

議長より申し上げます。自治法第119条、会期不継続の原則の項目には、会期は、一定期間独立したものであって、その前後の会期とは継続関係を有しない。したがって、会期中に議決されなかった議案等は、その会期が終わると同時にすべて消滅し、次の会期で引き続き審議することはできない。ただし、継続審査の議決のあったものについて、これは委員会で継続する。これについてはその限りではないというふうに明記されております。

したがって、先ほどの貫井 徹議員から出されました継続審議についての意見は取り上げられません。

<「議長」と呼ぶ者あり>

○議長（曾根一吉君）

緊急意見ですか。

<「はい」と呼ぶ者あり>

○議長（曾根一吉君）

7番、披田信一郎議員。

○7番（披田信一郎君）

ただいまの議長の采配もございますので、私のほうから、水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員会の設置を求める提案を出したいと思います。これを賛同者を募った上で、この審査にかかわるものですので、緊急案件としてご審議を願い、できるならば特別委員会の設置を求めるものであります。そして、内容は、もしよろしければご説明をいたします。そういう内容の動議であります。

○議長（曾根一吉君）

ただいま披田信一郎議員から、給水条例の一部を改正することを議論する特別委員会を

設置することはどうか、こういった動議が出されました。これに賛同する議員はいらっしゃいますでしょうか。

＜「賛成」と呼ぶ者あり＞

○議長（曾根一吉君）

動議は成立いたしました。

＜発言する者あり＞

○議長（曾根一吉君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 時 分

再 開 午後 時 分

○議長（曾根一吉君）

会議を再開いたします。

先ほど動議が成立いたしました。この動議の内容について、もう一度説明をいたします。

水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員会の設置を求める動議がありました。

ただいま説明した動議を議題といたします。

この採決は起立によって行います。

先ほどの動議のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

＜賛 成 者 起 立＞

○議長（曾根一吉君）

賛成多数です。したがって、水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員会の設置の動議は可決いたしました。

休憩いたします。

休 憩 午後 時 分

再 開 午後 時 分

○議長（曾根一吉君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。議員提出議案第1号については、6名の委員で構成する水道事業給

水条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（曾根一吉君）

ご異議なしと認めます。

本件については、6名の委員で構成する水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員会の委員6名は、議長より指名推選で決定することにご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（曾根一吉君）

それで、水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員会の委員6名は議長より指名することに決定しました。

指名いたします。宮原節子議員、大谷雅彦議員、大野喜助議員、披田信一郎議員、野口利枝子議員、貫井 徹議員を指名いたします。ご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（曾根一吉君）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました6名が、水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員会の委員に決定いたしました。

休憩いたします。休憩中に特別委員会を開催いたします。

休 憩 午後 時 分

再 開 午後 時 分

○議長（曾根一吉君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に開かれた水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果が議長の手元に届いておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

委員長、披田信一郎議員、ごあいさつをお願いいたします。

<水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員長、披田信一郎君登壇>

○水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員長（披田信一郎君）

龍ヶ崎から選出されております披田です。

今、議長にご報告していただいたように、この審査に関する特別委員会の委員長ということで務めさせていただくことになりました。

慎重にかつ執行部とのすり合わせ、チェックをしながら結論を得ていきたいと思っておりますので、議員諸氏のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（曾根一吉君）

副委員長、宮原節子議員、ごあいさつをお願いいたします。

＜水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別副委員長、宮原節子さん 登壇＞

○水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別副委員長（宮原節子さん）

牛久の宮原です。副委員長を拝命いたしました。

たまたま会計監査をさせていただいておりますので、その立場を通し、また、執行部の方、そして委員の方と連携を図りながら、非常に大事な問題ですので、慎重に取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根一吉君）

続きまして、議員提出議案第1号、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についての審査の結果について報告願います。

水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員長、披田信一郎議員。

＜水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員長、披田信一郎君 登壇＞

○水道事業給水条例の一部を改正する条例に関する審査特別委員長（披田信一郎君）

先ほど休憩中、特別委員会の第1回を行わせていただきました。その中で慎重に審査をしていくという本来の目的からいまして、今回は継続審査とさせていただくということに決しました。よろしくお願いいたします。

◇採決

○議長（曾根一吉君）

議員提出議案第1号に対する委員長報告は継続審査です。

議員提出議案第1号、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

○議長（曾根一吉君）

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

◇日程第4 議案第1号から議案第4号並びに報告第1号

○議長（曾根一吉君）

日程第4、議案第1号から議案第4号並びに報告第1号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。串田武久企業長。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

本日は、平成20年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては公私ともにご多用中にもかかわらずご参集をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の定例議会には議案4件と報告1件をご提案しておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、上下水道料金徴収一元化の進捗状況についてご報告を申し上げます。

まず、企業団が共同処理する事務に、公共下水道の使用料の算定及び徴収事務を追加することに伴う企業団の規約の変更につきましては、議員各位のご協力をいただき、構成各市の9月定例議会において原案のとおり可決され、10月に県知事への許可申請を行い、既にご承知のとおり、許可になりましたことを改めてご報告いたします。

また、本日ご提案いたしております公共下水道使用料徴収条例、その他施行に必要な規則等につきましても、来年4月の実施に向けて整備をしまいたいと考えております。

次に、進捗状況であります。データの照合作業を6月と9月の2回実施をいたしましたが、その後、3回の照合作業を予定しておりますので、正確性と安全性の確保を図り、慎重に進めてまいりたいと考えております。

今後につきましては、各市の広報紙への掲載、回覧、また、毎月の検針票により周知を行っております。今後は、オンライン関係の工事を12月と1月に予定をしておりますので、テスト運用しながら新システムへの移行を構築してまいりたいと考えております。

次に、利根町水道事業との統合についてであります。現在、統合検討準備委員会のもとにワーキンググループを設置いたしまして、既に2回ほど会議を開催いたしました。この後、事務事業となる検討調整事項を精査をし、進めてまいりたいと考えております。

それでは、本日ご提案をいたしました各案件の概要をご説明いたします。

議案第1号は、茨城県南水道企業団公共下水道使用料徴収条例についてであります。これは、茨城県南水道企業団規約の一部変更に伴い、関係市等の公共下水道使用料徴収事務の共同処理を実施するため必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第2号は、茨城県南水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児短時間勤務制度の導入及び部分休業の請求要件となる子供の年齢が3歳未満から小学校就学前に変更になったこと並びに準用しております龍ヶ崎市職員の育児休業等

に関する条例の全部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第3号は、平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算についてであります。

まず、業務の決算概要について申し上げます。

給水戸数は8万4,783戸となり、前年度末より1,914戸の増となりました。給水人口は21万8,727人で、普及率は80.3%となっております。

年間総給水量については、2,372万142m³で、前年度より9万4,707m³の増となりました。また、有収率につきましては90.1%で、前年度より0.8ポイントの増となっております。今後も、積極的に漏水防止に対策を行い、なお一層有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

まず、損益勘定における収支の状況であります。水道事業の総収益は税込額で52億9,364万2,108円、総費用については税込額で50億5,862万5,085円となり、税抜きでの損益は1億6,050万4,985円の純利益となりました。

続きまして、資本的収支勘定の決算概要についてであります。収入は11億4,002万5,405円、支出については24億378万9,575円となっております。したがって、収入額は、支出額に対しまして12億6,376万4,170円が不足いたしましたので、その補てん財源といたしまして減債積立金が2億2,533万3,041円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が7,268万8,610円、過年度分損益勘定留保資金が4億286万4,660円、当年度分損益勘定留保資金が5億6,287万7,859円となっております。

次に、議案第4号は、平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。これは、職員の茨城県南水道企業団派遣に関する協定書に基づき、平成20年4月から派遣されております職員の負担金にかかわる予算の増額補正であります。

次に、報告第1号は、平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。これは、建設改良費の予算のうち、配水管布設工事等18件及び実施計画業務委託2件、合わせて4億116万4,050円を、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しをしたため、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

以上が本日ご提案いたしました各案件の概要であります。詳細につきましてはお手元の議案書により、慎重審議の上、適切なるご決定をいただきますよう申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（曾根一吉君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案第3号、平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、監査委員から審査の結果報告を求めます。戸澤淳子代表監査委員。

<代表監査委員、戸澤淳子さん 登壇>

○代表監査委員（戸澤淳子さん）

こんにちは。監査委員の戸澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、監査委員といたしまして、決算審査及び経営健全化審査の報告を申し上げます。

平成20年8月12日にご県南水道企業団事務所におきまして、平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査を実施させていただきました。また、財政健全法が平成19年6月22日に公布され、平成20年4月から施行されました。これによりまして、財政健全化法第22条第1項の規定に従い、資金不足比率を議会に報告し、かつその資金不足比率をしなければならないということを受けてまして、あわせて審査を実施させていただきました。

審査に当たりましては、事務局のほうよりも提出されました決算書、決算附属書類、関係諸帳簿、証憑書類などに基づきまして、関係職員の説明を求めながら審査を実施させていただきました。

審査の結果といたしまして、収支間違うところはなく、その計算も帳簿も証書類と照合しましたところ、正当でありましたということをご報告いたします。

なお、監査委員の意見といたしまして5項目ほど、そして資金不足比率についても提言をさせていただいております。多分、お手元のほうに届いているのかなと思っております。その内容につきましては、記載してあるとおりでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

主なものとして、私のほうからは3点ほど申し述べさせていただきたいと思っております。

まず第1点目ですが、企業債の返済についてでございます。これは、平成17、18年度の決算審査でも指摘いたしております。利率の高いものは一括償還や借りかえを積極的に活用していただきます。そして、支払利息の縮減を図っていただきたい旨を申し上げます。

平成19年度は、今までの一括償還とともに、公庫債に限りですけれども、平成19年度より3年間、低金利により借りかえができるという特例措置を行いまして、順調に借りかえが進んだように思います。さらに、現在進行形ではありますが、平成20年度につきましても、企業債の補償金免除による繰上償還による補正予算もあり、皆さんご承知のこととは思いますが、最大の努力をさせていただいているところでございます。企業債関係については、このまま極力縮減の方向で努力をしていただければという旨を申し上げます。

第2点目ですけれども、入札、契約等に関してですけれども、私どもが見る限りでは、まだまだ落札率が非常に高い数値になっているのかなというふうに思っております。競争性、透明性をぜひ高めるよう検討していただきたい旨を申し述べさせていただきました。

第3点目ですけれども、企業団の経営状況のことです。先ほどから、貫井議員とか伊藤議員とかからもお話がございましたけれども、経済的にもまれに見る、本当に世界恐慌的なこういう経済状態になっておりますので、私も一市民でございますけれども、大変苦しんでおります。それではありますけれども、企業団も例外ではないのかなというように思っております。

資金不足比率については、報告にありますけれども、資金剰余金が発生しているため、一見本当に良好な状態に見えております。しかし、水道料金については、依然として原価割れ供給をしております。これを補っているのが加入金の収益でございます。皆様ご存じだとは思いますが、ですけれども、水の安定供給を図るためには、今後も設備投資と老朽化施設の建てかえでありますとか、配水場・配管の整備、石綿管の更新、災害時の耐震整備、管網整備等、年々増大していくのではないかなと思っております。その中で、給水原価と供給単価が逆転現象が続いているというのは、このままいきますと、数年間のうちに資金繰りについてはかなり厳しい状況下になるのかなというふうに思っております。

これは、簡単な例なんですけれども、わかりやすい説明をさせていただきますと、平成18年度と平成19年度を比較させていただきますと、流動資産である現金預金は、19年度のほうは約7,000万円減少しております。企業債に関しては3億4,000万円増加しております。こういうことを見るだけでも、資金繰りはかなり圧迫されているのではないかなというふうに感じております。

先ほども伊藤議員が言われましたように、ぜひ県への浄水費の減額の要請ですか、これはぜひとも議員さん、それと執行部の皆さん、職員の皆さん、皆様でやはり県への要請をお願いしていただきたいなというふうに感じているところでございます。

これにつきましては、経費を節減するということが本当に職員一同頑張っているところではございますけれども、もうひと努力、そしてまた、工事前払金の40%の支払いについても、ちょっと影響が出てきているのかなというふうに感じております。ですから、これの見直しもぜひ検討していただければなという旨を申し述べさせていただきました。

最後になりますけれども、私たちの安全な命の水を確保し、供給するためにも、職員の皆様、そして議員皆様お一人お一人の鋭意努力にかかっているということを感じさせていただきました。私も一市民として努力をさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして決算審査等の報告を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（曾根一吉君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 時 分

○議長（曾根一吉君）

会議を再開いたします。

これから質疑を行います。通告の順番に発言を許します。

12番、貫井 徹議員。

<12番、貫井 徹君 登壇>

○12番（貫井 徹君）

貫井 徹でございます。

議案第1号について、2点ほど質疑いたします。

まず、徴収業務はスムーズに対処できるのか。行財政改革の一環から、このように来年の4月からやるわけでございます。今、代表監査のほうからも、未収金等の滞納整理、そういった報告もございました。平成20年度9月末時点で、牛久市さんが4,449件、1,613万6,712円、龍ヶ崎市さんが4,300件で1,749万8,710円と、我が取手市が6,767件、2,622万6,754円、トータルで1万5,516件の約6,000万円近い未収金がございます。そういった部分に対処するための徴収業務でございますので、スムーズに対処できるかどうか、これを第1点伺います。

第2点は、第4条で経費区分についても明記してございますけれども、現時点でどの程度構成自治体に見ているのかと。要するに、茨城県南水道企業団の規約の第13条の分賦金に明記している、そういう負担割合でいいのかどうか、この2点を伺います。

以上です。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

<事務所長、野口 勇君 登壇>

○事務所長（野口 勇郎君）

貫井議員の質疑にお答えいたします。

初めに、上下水道料金徴収の一元化につきましては、使用者の利便性の確保やサービスの向上及び事務の効率化を目的に実施するものであります。

徴収業務はスムーズに対処できるかとの質疑でございますが、当初に上下水道料金徴収一元化の計画を作成し、龍ヶ崎市、牛久市、取手地方広域下水道組合との協議の上、平成21年4月の実施に向け現在、事務に遺漏のないよう進めておるところでございます。具体的な作業につきましては、円滑な事務運営を進めるため、担当課長会議を各構成団体を窓口として、その中に調整会議を設けまして、担当者レベルでの事務の取り扱いについて協議し、徴収業務にスムーズに対処できるよう取り組んでいるところでございます。

次に、構成団体の負担割合についてであります。平成18年決算をもとに、共同処理に係る企業団の人件費、微小品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料等の経費を調定件数で割って、1件当たりの経費を算出し、その2分の1の額96円が1件当たりの負担金となります。先ほどの13条の負担金とは違った意味合いのものであります。

以上であります。

<「終わります」と呼ぶ者あり>

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。これで貫井 徹議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子さん 登壇>

○10番（野口利枝子さん）

10番、野口でございます。

議案について質疑をいたします。通告しておりますので、それに従って伺います。

まず、議案第1号について伺います。

上下水道を一括して徴収を図るわけですが、井戸水の場合の徴収、また、水道・井戸水と併用している場合の徴収がどうなるのか。市民からは、一括で手間が省けるという声もちろんあるわけですが、住民からすると、負担が大きいという声もあるわけですね。

先ほど、貫井議員のほうで滞納の件数等々、発言がありましたが、さらに滞納も大きくなっていくのかなという、そんな懸念もされるわけですが、そうした場合に、水道は料金未払いだと栓がとめられるという、そんなことも起き得ると。中には、水をとめられて、公園の水を使って数日過ごしたという、そんな事例も聞かれておりますが、やはり負担が大きいといったときに、何か軽減策といいますか、猶予するとか、何か考えているかどうか、それについて伺いをいたします。

それから、議案第3号です。平成19年度の決算について伺いいたします。

議案書の資産の貸借対照表がございますが、その中で減価償却費という項目があるわけですが、公営企業であるこの県南水道水道事業における減価償却の考え方について伺いいたします。

この減価償却の中には、有形固定資産の減価償却という形で計上されておまして、資本の部のいわゆる受贈財産評価額というものがありますが、これについても、3番で内訳はどのようになっていますかという質問がされておりますが、もらったものについてもこの中で償却されているということも聞いておりますが、そうしたことが果たして妥当なのかどうか、それについてのちょっと考え方をお聞かせください。

それから、2番目では、自己資本金がございます。それが89億円があるわけですが、私も企業会計は初めてで、大変頭を悩ましているところでございますが、自己資本

金には3種類あるということを知りました。その中身として、3種類のうちどういうふう
に内訳がなっているのか、お聞かせください。金額的ですね。

それから、職員数の人数の変化についてですが、昨年より4名職員数が減っているとい
う表がございました。ことしは、負担金のところで派遣の職員が各自治体から入っている
わけですが、この間の職員のふえていることもあるんでしょうけれども、どのように変化
があるのか、それについてお聞かせください。

それから、議案第4号ですが、平成20年度の補正予算。私の感覚で物を言っただけです
が、負担金というと各自治体からの歳入のほうに入ってくるという、ちょっと頭があった
ものですから、これは支出のほうでの負担金ということで、派遣職員給料負担金という項
目で、ちょっと理解がなかなかうまくできなかつたんですが、説明は聞いたわけですが
ども、伊藤議員の先ほどの議員提案のときにも説明が一言触れておりましたが、この負担
金について、いわゆる各自治体からも負担金として収入のほうに入れて、出すという形が
とれないものなのかどうか、その点についてお伺いします。

まず、1回目はそこまでにいたします。1回目の質疑を終わります。企業長が答えたほ
うがいい中身がもしありましたら、企業長のお答えでお願いします。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

<事務所長、野口 勇君 登壇>

○事務所長（野口 勇君）

野口議員の質疑にお答えいたします。

初めに、井戸水使用及び水道・井戸水併用につきましては、企業団が算定をしまして徴
収いたします。

次に、一括徴収に伴う住民負担及び軽減策についてであります。上下水道料の納付に
ついては一緒に徴収してほしいとの市民からの意見も寄せられており、利用者の利便性を
図るため、平成21年4月より一括徴収することとなりました。

なお、井戸水使用及び水道・井戸水併用の方におかれましても、コンビニでの支払いが
可能となっております。

軽減策についてであります。上水道は上水道による減免を行っておりますが、一元化
に伴う軽減策は考えておりません。また、下水道の料金徴収は、関係市等の取り扱い等の
規定に従ってまいりたいと考えております。

次に、水道事業における減価償却の考え方についてであります。減価償却は、地方公営
企業法施行規則に基づきまして、毎事業年度にその種類、区分ごとに定額法によって行っ
ております。有形固定資産の減価償却は、同規則に基づき、事業年度開始における帳簿原
価の100分の10に相当する金額を控除した金額に、同規則に定めた耐用年数に応じ、償却
率を乗じて算出した金額により行います。みなし償却につきましては、公営企業の継続性

の原則に基づき、これまでどおり、行わない考えでおります。

次に、自己資本金89億1,900万円の内訳とのございます。自己資本金を分類いたしますと、組入資本金、固有資本金、繰入資本金の3つとなります。当企業団における資本金の大分部は組入資本金が占めているわけでありませけれども、これは3条予算の損益勘定で得た当年度純利益を一たん企業債償還に充てるため、減債積立金及び建設改良積立金として積み立ていたします。また、企業債償還のため積立金を取り崩した金額は、翌年度に自己資本金として組み入れいたします。つまり、自己資本金は、減債積立金及び建設改良積立金を取り崩し、企業債償還金に充てた累計額となっております。合計で89億1,133万8,265円でございます。

それ以外に、固有資本金として企業団開始時の引き継ぎ資本金である777万円があります。これは、当企業団が法適用団体として企業団になる以前の水道組合のときからの引き継ぎ金であります。繰入資本金については、該当ございません。

次に、受贈財産についてでございます。平成19年度決算における受贈財産評価額は、139億7,171万7,448円です。これは、企業団の事業開始時から、旧住宅・都市整備公団、民間開発事業者等からの有形固定資産として無償譲渡を受けた総額でございます。内訳につきましては、大まかに申し上げますと、旧公団から譲渡を受けました土地8億7,000万円、立木1,500万円、構築費66億4,500万円、機械及び装置6億4,400万円。次に、民間の開発事業者から譲渡を受けたものとして、大部分が構築費である給配水管でございますが66億600万円、土地が600万円となっております。

次に、職員数の変化についての質疑でございます。企業団職員定数条例では、職員数を78名と定めております。定年退職及び自己都合による退職等により、平成20年4月1日現在の職員数は67名となっております。経営改善の面からも、適正化計画を作成してまいりたいと考えております。

最後に、負担金についての質疑でございます。今年度4月1日より、職員の茨城県南水道企業団派遣に関する協定書に基づきまして、2年の期間で経営改善及びコスト削減をするに当たり、各自治体の取り組みなどを参考とするため、構成市より各1名の職員が派遣されたことに伴う負担金でございます。

以上であります。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子さん 登壇>

○10番（野口利枝子さん）

10番、野口でございます。2回目の質問をさせていただきます。

井戸水の使用については、とにかく下水道についても企業団のほうで請求書を出すという、徴収をするということがいいわけですね。併用の場合の徴収も同じ、井戸水のみの場合

合も同じということで、利便性を図るためというお話がありました。ただ、一括の金額そのものが、水道料金のほぼ1.6倍になるんですか、下水道料金が上乘せされるということで、払うものは同じだからという考え方も確かにあるのかとは思いますが、金額そのものが大きくなると1回でなかなか払えない、2回に分ければというご家庭も多分あるのかなと。そうした場合の、2回に分けて納めたいという、そういう問い合わせがもしあったとすれば、そういうことに対してある程度考慮をするお考えがあるのかどうか、それについてお伺いをいたします。

それから、議案第3号の決算のほうにまいります。

減価償却の考え方ということで、100分の10を控除して、耐用年数に掛けているんだということで、みなし償却は行っておりませんというお話でしたが、受贈財産ということについても減価償却をしているのかどうか、そのことについてももう一度確認をさせていただきます。もらった財産について減価償却をしているのかどうか、それについてももう一度ご答弁をお願いをします。

それから、自己資本金89億円に対しては、固定と組み入れと繰り入れですか、の3種類で、組み入れがほとんどを占めているというご答弁でした。純利益を積み立てて、一番最初のところにあります減債積立金にとりあえず積んで、次の年には企業債の返済などに充てているということのお話でしたが、その仕組みはこの間じっくりお聞きしまして、減価償却のお金がどう流れているということがやっと理解ができたことは理解できたわけですが、まだ自己資本金そのものについての私自身の知識がちょっと。

組み入れが占めているということで行きますと、組入資本というものは、本来であれば、企業会計の原則の資本取引と損益取引区分の原則に反するというふうに、私が読んだ資料で行きますと書かれています。要するに、利益剰余金が造成資本金に姿を変えて温存される一方で、過年度利益剰余金が消去された分だけ、それ以降は欠損額を累積しやすい会計基盤が作り出されていくという現象が起きてくるということで、組入資本がほとんどを占めているということは、利益が入ったものを資本金として毎年毎年膨らませていくという形をとっていることが果たしてどうなのか、もう一度ご説明をいただけたらというふうに思います。

それから、受贈財産については了解をいたしました。土地、建物、いわゆる構築物、それも公団や民間が開発したものからの財産だということで、了解をいたしました。

それから、職員数については、条例で78名でうたっていると。仕事そのものは、人口が取手は減少はしているわけですが、その条例がつくられてきてから、仕事そのものがふえてきているのだろうというふうに予測をしているんですが、現在67名、それもまだ減らそうという取り組みの中で今回、各自治体から協定を結んで派遣職員をふやしているというふうにとらえているんですが、決算書で委託料が昨年よりもふえたということの中で、これまで職員でやっていたものを委託をせざるを得ない状況が生まれたための委託料の増加

だという、そんなお話もあったわけですが、果たして人数をただただ減らすことで経費を浮かせるという観点に立つのか、それともいる職員でできるだけ多くの仕事をして、委託料を減らしていくという、そういう観点に立つのかと、ここの違いなんだと思うんですが、それについて考え方、これは企業長にお答えいただけますかね、お願いをいたします。

それから、これと関連するわけですが、第4号の補正のところ、派遣の3名の職員は2年間で各構成市より派遣をしているというお答えがありました。この負担金については、協定書に伴って出しているということなんだろうと思いますが、この派遣については企業側から要請なのか、各自治体のそれぞれの長を兼ねているわけですが、各自治体の長としての考えで派遣をしたのか、それについても企業長のご答弁をお願いをいたします。2回目です。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。串田武久企業長。

<企業長 串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

それでは、人の問題でありますから、私の立場からお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど所長のほうからの説明がありましたように、これまでの職員減につきましては、定年による退職、さらには自己都合による退職等で、現在の67名体制というふうになっております。今後につきましても、固定費の削減、いわゆる経営改善という意味からも、この問題は避けて通れない問題でありますから、これらについてはどの時点での規模で、どの時点での直接こちらとして作業する内容があるのか。また、それを変えて、直接作業しなくても、委託で済むものができるのかどうか、そうしたことを適正化計画の中に織り込んでいきたいと、こう思っております。私は、ただただ人を減らせばよいということではありません。住民皆さん方へのサービスの低下にならないように、これからの適正化計画をしていくべきだと、このように思っております。

それと、人事の交流でありますけれども、これにつきましては、私とそれから取手市さん、また、牛久市さんとますますこうした人事の交流を図っての職員間のレベルを上げていくということを念頭に置いて、私どもからお願いと、また、所長を初め皆さん方との協議の上で決定をしておるのが現状であります。

以上です。

○議長（曾根一吉君）

岡野 明業務課長。

<業務課長、岡野 明君 登壇>

○業務課長（岡野 明君）

お答えいたします。

井戸水及び上水道併用に関しても、平成21年4月から当企業団で徴収いたします。

あと、水道料金の1.6倍から1.7倍になるということで、分割という話でしたが、今現在、上水道に関しては分割は行っておりません。井戸水に関して今度分割という話が出た場合は、関係市等と協議して決めたいと思っております。

以上です。

○議長（曾根一吉君）

野口 勇事務所長。

<事務所長、野口 勇君 登壇>

○事務所長（野口 勇君）

先ほどの、みなし償却できる部分があるのではないかという野口議員のご質問かと思うんですが、有形固定資産あるいは無形固定資産については、地方公営企業における会計の原則としまして、減価償却をするということになっております。特例としてみなし償却という言葉がございますが、補助金等で設備をした資産については減価償却しないことをできるというような規則の中にもございますが、当企業団ではそれに該当するような、料金を下げるために外部から補助金、負担金あるいは固定資産の現物といったみなし償却に該当するものはございません。

みなし償却の規則に該当させ、それがために決算上非常にいい数字が出るような結果になるわけですが、減価償却をしないで黒字を出すということは、会計上好ましくないものであります。先ほども説明したかと思うんですが、受贈財産の大分部が配水施設であり、償却資産として来るべき資産の減耗のときには、きちっと取りかえをしていくという考えであります。

以上でございます。

○議長（曾根一吉君）

宮本栄三総務課長補佐。

<総務課長補佐、宮本栄三君 登壇>

○総務課長補佐（宮本栄三君）

お答えします。

先ほどの自己資本金ということですが、自己資本金とは、法適用の当初においては資産総額から建設または改良に要する資金に充てるために起こした企業債及び他会計からの借入金、その他の負債を控除した額が自己資本金であります。

自己資本金は、平成19年度決算において89億円になっておりますが、これはすべて現金として残っているものではなく、すべて固定資産、県南水道の場合は大部分が配水管であります。自己資本金で取得したということでもあります。

また、地方公営企業法では、利益が出た場合は、必ずその20分の1以上を減債積立金に回さなければならないと規定されておりますので、先ほど言いましたように、当年度に自

己資本金に組み入れるということになっています。

以上です。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子さん 登壇>

○10番（野口利枝子さん）

10番、野口でございます。3回目、2点だけちょっとお伺いいたします。

井戸水の場合についての分割を聞いたわけではなくて、井戸水の場合は下水道料金だけの徴収になるので、負担はそんなに大きくはないのかなというふうに思うんですが、上水道と下水道と一括徴収になったときの金額が大きいので、それについて住民から、例えば2回に分けてほしいという問い合わせがないとも限らない。少しでも払おうという意識のある住民が、少しでも払える方法をとろうというふうに思ったために、分割はどうかというふうな問いをしたのであって、上水についてはこれまで考えていないというお話だったわけですが、滞納をふやすよりも、やはり住民の皆さんが払いやすい払い方ということにも協力をしていくというか、手だてをしていく、それが根本的な利便性につながるのではないのかなというふうに思ったものですから、コンビニ納入云々という方法論についてはありましたが、そのことでもし考えがあれば、これから考えていくことでも結構ですので、答弁をお願いをいたします。

それから、企業長からお答えをいただきました。人事交流ということで、各自治体のほうからお願いをしたと、協定書をつくって2年間というお話がありました。であるならば、確かに交流するということが、それぞれの職員の皆さんがいろんな経験をすることというのは大事なことだというふうに思います。それは私は悪いとは思っておりませんが、今、伊藤議員が水道料金値下げを、とにかく何とかして住民の方たちに実施をするために、ここの3,000万円も含めての財源措置の提案がされたわけです。ここのところで、各自治体も余っているお金はないとおっしゃるのかもしれませんが、それぞれの構成自治体から、それはいわゆる負担金として企業団のほうに入れて、そして支払うという形をとって、この企業団の負担を逆になくすという、そういう考えに立てないものかどうかという。また、人は減らせばいいというふうには思っていないけれども、とにかく適正化を図って行って、これからやっていくんだというお話も伺いました。人事交流についての経費の出どころですね、各自治体からというふうに変えるお考えはいかがでしょうか。最後、それ2点お願いいたします。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。岡野 明業務課長。

<業務課長、岡野 明君 登壇>

○業務課長（岡野 明君）

お答えいたします。

水道と井戸水同時使用の場合は、水道メーターで徴収するわけですが、今現在は納期限までに支払えないと督促、停水予告等は発送しております。停水するまでには、お客さんに必ず連絡して、何日にとまりますという約束をします。あと、担当者のほうと電話でお客さんが約束した場合は、その納期まで待つような形になると思います。

以上であります。

○議長（曾根一吉君）

串田武久企業長。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

人事交流の人件費の問題であります。これについては野口さんの質疑が外れていると思いますけれどもお答えいたしますけれども、執行元で持てというのがこの質問ですよ。

○10番（野口利枝子さん）

要するに、3,000万円という決算の報告をもとに、企業団の会計を、水道料金引き下げという市民の要望にこたえるためにもこういう形ではなくてというふうに、できないものかというふうな質問ですので、決算に関しての質疑ですので、お考えで結構です。

○企業長（串田武久君）

この問題につきましては、それぞれ執行責が、牛久市さん、取手市さん、龍ヶ崎ということですから、人事交流に基づく人件費の負担割合というものについてはそれぞれの考え方があると思います。きょうは、ここでは即回答はできませんので、後ほどまたそれぞれの市のお話をお伺いしたいと思っております。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。これで野口利枝子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子さん 登壇>

○8番（伊藤悦子さん）

通告に従いまして質疑を行います。

初めに、議案第3号、平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計についてです。

初めに、平成19年度茨城県南水道企業団事業会計決算審査の審査意見書についてです。

5つの提言についてどのように認識し、今後、どのように検討されるのか、お伺いいたします。

受水費については一般質問で行いますので、質疑のところに掲載されていますが、そのように行います。

入札制度についてです。入札制度の落札率は、工事委託で平均95.7%、業務委託で平均84%となっており、引き続き高い率として、入札の執行は競争性・透明性を高めるよう検

討を行うようあります。これは、前年度に引き続き指摘をされているところです。ことしの4月から競争性・透明性のある入札制度に改定したいと、昨年ご答弁しているわけですが、どのように取り組まれてきたのか、お答えをお願いします。

次に、工事前払金の40%の支払いについては、今後の企業債の発行、設備投資など計画性を見きわめ、資金繰りに悪影響を及ぼさないよう、絶対的見直しが必要であるとあります。これも、昨年同様です。現状の考え方と今後の対応についてお伺いいたします。

次に、企業債についてです。企業債については、一括償還及び借りかえ制度を引き続きフルに活用し、経費節減に努力することとあります。平成19年度の取り組み、また、その利息軽減額についてお伺いをいたします。また、補償金が払われていますが、その説明もお願いをいたします。

次に、決算書42ページ、43ページの委託料についてお伺いをいたします。平成18年度決算では、費用の業務総経費で委託料は1億9,500万円でした。平成19年度は業務と総係費に分かれており、合計は2億2,100万円で、昨年より2,500万円増加をしているわけです。その原因と委託料の内容についてお伺いをいたします。

3つ目に、43ページの報償費についてです。その内容についてお伺いをいたします。

4つ目は、普及率についてです。普及率は昨年より若干上がっていますが、80.3%です。収益を上げるには普及率を上げることが大事ですが、平成19年度の取り組みと普及率を上げる、また、その課題について今後の取り組みを含めてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

<事務所長、野口 勇君 登壇>

○事務所長（野口 勇君）

伊藤議員の質疑にお答えいたします。数があるものですから、順序が多少あるかと思うんですが、よろしくお伺いいたしたいと思えます。

当企業団が行う入札方式につきましては、一般競争入札または指名競争入札を行っております。今年度4月より、一般競争入札につきましては従来の1億5,000万円から5,000万円に金額を下げて実施をいたしております。指名競争入札につきましては、ランク制の導入を実施し、今後はさらなる競争性及び透明性が発揮される入札制度導入に向け、研究してまいりたいと考えております。

次に、前払金についての現状と考え方についての質疑であります。現在、当企業団の発注する500万円以上の契約において、10分4（40%）に相当する額の範囲内で前払金の支払いを実施しております。前払金制度の導入は、材料購入などの負担軽減が主な理由でございます。企業団の発注する工事のほとんどが水道未整備地区への配管工事、石綿管布設替工事、鉛管取替工事でございます。地元業者が請け負うものがほとんどでございます。

ので、今後におきましても、企業団の財政を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

次に、企業債についてであります。平成19年度において新たに起債した分として政府債3億5,900万円、公営公庫債2億9,350万円、また、既存借り入れの高利率を対象とした借換債として市中銀行より4億7,100万円、総額11億2,350万円が資本的収入の企業債となっております。

次に、企業債償還金につきましては、定期償還として政府債、公営公庫債合わせて2億5,308万9,222円、繰上償還分として政府債4億7,164万3,544円で、繰上償還分につきましては市中銀行より1.18%で4億7,100万円を借りかえいたしますと。公営公庫債の繰上償還分は5,886万9,553円でございますが、平成18年度中に総務省に要望を提出したもので、その時点においては5%以上の高利率の繰上償還は公営公庫債のみが適用され、保証金と合わせて一括繰上償還できるという制度でありましたので、資金状況を勘案しまして、高利率のもの1件を実施いたしました。その際発生した保証金が813万42円でございます。損益勘定の費用として、特別損失として計上しております。また、4億7,100万円の市中銀行での負債につきましては、借りかえ日が平成20年3月25日でありましたので、利息縮減の効果としては平成19年度決算にはあらわれておりません。平成20年度以降の利息縮減分として、年2回の支払利息額が縮減されます。この分の借りかえによる平成20年度分の縮減効果として、2,700万円程度と考えております。

次に、平成18年度決算と平成19年度決算における委託料の比較の質疑についてであります。平成18年度は1億9,537万9,591円、平成19年度は2億2,135万4,980円となります。結果的には2,597万5,389円の増額となっております。主な要因を申し上げますと、前年度までは工事請負費に量水器取替工事費を計上しておりましたが、平成19年度から内容を精査した結果、科目を委託料に変更して2,715万4,684円を支出いたしました。また、企業団が給水する地域におきましては、アパート等の賃貸物件が年々増加しており、その出入りもかなりの数になっておりますので、開閉栓業務増大による委託料は1,307万5,160円を支出いたしました。

今後の委託料の電算事務委託に関しましては、企業団職員による事務処理に移行したため、年間で4,400万円軽減する予定であります。

次に、報償費についてであります。これは、企業団自治功労者表彰条例において、企業団水道行政が功労のあった者を表彰することにより、企業団水道行政の進歩・発展に寄与することを目的とするとなっております。該当者でございますが、企業長、副企業長、企業団議会議員の職に8年以上在職した者とあります。表彰条例及び同施行規則により、平成19年度に議会議員において2名の該当がありましたことに伴う記念品代でございます。今後、取りやめるべきではないかのご質問でございますが、構成自治体及び近隣一事事務組合等も調査しながら研究してまいりたいと思います。

最後に、水道普及率向上のためにどのようなことを実施しているのかとの質疑かと思いますが、前年度と比較いたしますと914戸の伸びで、普及率80.3%で、0.4ポイントの伸び率となりました。水道普及率向上のための取り組みといたしまして、電話、窓口等での水道整備要望の問い合わせに対して、上水道の安全・安心等の説明をし、配水管布設工事着工前には説明会等での上水道加入の案内の小冊子を配布しております。また、ホームページでは、水道の安全に関します水質関係等を掲載しており、6月の水道週間には管理職者を中心に未加入の各家庭を訪問して、加入促進、リーフレット等を配布したところであります。

また、ヤオコー佐貫店前におきまして、県の生活衛生課と共同で加入促進キャンペーンも実施したところでございます。ここにおきましても、普及率向上のために、加入促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子さん 登壇>

○8番（伊藤悦子さん）

2回目の質問いたします。

入札制度についてなんですけれども、一般競争入札を5,000万円に引き上げたとか、ランク制導入を行うとかということなんですけれども、入札制度の研究を今後進めるということなんです、その部分についてどんな研究を進めようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

企業債についてです。今後、まだ5%以上のものについては残っていると思いますが、その件数と取り扱い、それに対する利息の軽減額がどのぐらいになるのかも伺いをいたします。

報償費については今後研究するとありましたけれども、オンブズマンなんかの意見によりますと、記念品を出すのはなじまないのではないかとこのところで、それをやめている自治体も出ています。現にこの構成市の取手市では取りやめているということですので、その辺について再度、研究ではなくて、もう少し前進的なご回答をお願いしたいと思います。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

<事務所長、野口 勇君 登壇>

○事務所長（野口 勇君）

伊藤議員のご質問にお答えします。

入札制度における今後の取り組みにつきましてどのようにやっているのか、また、どの

ように考えておるのかという質問かと思うんですが、ことし5月より、従来公表していた指名業者名を事後公表に改めて、発注いたしております。それと、現在している指名通知方法の変更とか、また、郵便入札等については建設部会、経営検討委員会等を通して、今後のやり方については検討していきたいと考えております。

これについては以上です。

先ほどの報償費の点かと思うんですが、該当者には賞状をもって表彰し、記念品を送るとなっております。平成19年11月19日に行われました第2回定例議会におきまして2名の表彰を行っております。今後につきましては、近隣自治体、一部事務組合等、調査をしながら進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。

本日の会議を延長いたします。

これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎君 登壇>

○7番（披田信一郎君）

通告に従いまして、執行部提案議案に対する質疑を行わせていただきます。

まず、議案第1号、公共下水道徴収条例の新設に関して3点、出させていただきます。

1点目は、貫井議員ともかぶっておるんですが、徴収事務の経費を第4条で定めることとしているこの負担額の定め方の中身についてなんですが、規則か何かであれだと思っておりますが、件数割なのか、単純に3分の1ずつ払うというようなことなのかについて、もうちょっと説明を加えてください。

2点目、徴収が不能な利用者にかかわる未収金の部分の会計上の処理に関してお伺いいたします。下水道のほうも滞納処理業務を、水道のほうと企業団で一括してやっていくということですが、聞き及ぶところ、水道については時効期間が2年、下水道については5年という違ったものを扱うということで、2年目を超えたところで、下水道のそれぞれの担当構成市町村に戻すというようなことになるようではありますが、そのあたりの滞納が残っていた場合のその辺の処理のありよう、それから最終的な不納欠損処理など、どの時点で、だれが、どこでするのかということについてお伺いします。すなわち、水道料金の部分は2年の時効の後すると、下水道についてはまだそれ以降残るといような、性質の違うものを扱うということに伴う処理をもう少し明確化してください。

3点目は、これは今のことにかかわるんですが、2年までやった以降、関係市に下水道料については処理を戻していくような場合において、2年を超えて、分割納付の誓約とい

うようなことで少しずつ払っていくというような処理になっていった場合に、實際上、実務としてどのようになるのか、2点目と関連した質問でございますが、お伺いします。

続いて、議案第3号、平成19年度水道事業会計決算に関して3点ほどお伺いいたします。

1点目は、伊藤議員からのともダブっておりますので、一般質問でも触れさせていただきたいと思うので、簡単で結構ですが、監査委員指摘にもあるように、入札・契約において平均落札率95.7%というような高止まりになっていると、競争性が発揮されていないということとして、結果として高目の工事を発注せざるを得なくなっているのではないかという問題であります。発注者としての談合防止、平成20年度からは一般競争入札を条件つきではあれ5,000万円に引き下げて、件数をふやすという努力を確かにしているし、今後の検討についても既に事務所長答弁の中に含まれておりましたけれども、現状の状態について評価、これで精いっぱいなのか、それともまだまだだから、おっしゃられているように、研究を続けながら第2弾、第3弾というふうに、発注者としての入札改革のための手を打っていくつもりなのか、その評価だけお伺いいたします。

2点目は、報告第1号という形で、平成19年度水道事業会計予算繰越計算が出されております。繰越計算など質問するということは通常しないんですが、決算の中でも入っておりますので決算の中で伺いますが、約4億円もの繰り越しとなっており、全体として要するに繰り越しが多いのではないかという印象を持っております。ただ、実際、過年度の分を見てまいりますと、やはりその程度のものは平成19年度限りのことではなしに繰り越しが行われているという実態を承知はしておりますが、平成19年度なりに関して、繰り越しが起きた理由について、工事前の調整の進め方等々、幾つか理由というか、一般的な解説がついておりますが、格別なことがあったのか、なかったのか。格別なことはなかったけれども、もう構造的にこのぐらいの、20数億円に対して約2割に当たるものを繰り越しせざるを得ないものとするならば、工事の発注の進め方、最初からもう1年の中では無理というようなことになっているのかどうかなど、今後考えていかなければなりませんので、ご説明を求めます。

3番目には、新規加入者の獲得や使用水量の変化の状況ということでしましたけれども、これは決算の文書の中でも相当詳細にデータは出ておりますし、伊藤議員への答弁でも出されておりましたので、具体的には割愛させていただきます。

議案第4号、平成20年度水道事業会計補正予算（第2号）に関してお伺いいたします。これは、野口議員からの質問でも出ておりますが、派遣職員給料負担金2,938万円に關してであります。人事交流ということが既に答弁の中で言われて、その意味合いを執行部としては意味づけられていらっしゃるようですが、その具体的な必要性、構成市町村なんだから多少にとということもわからなくもないんですが、例えば次長という職責などについて、従来1人でやったのを2人として、経営企画グループリーダーということで、3人のそれぞれポストをおつくりになられたわけですが、例えば2人程度でよかったのか、

例えば1人ではできなかったのかということも論議はあり得るわけで、なぜ一応3人としたのかということ。

それから、人事交流という一般的ならともかく、もうちょっと具体的に、その中でどう当企業団の職員に対して刺激を与えてもらうとか、ないしは経営の改善プランは、派遣された職員を中心につくるとかというような、その辺をどう考えているのかを、もう少し説明を求めたいと思います。それから、今後、これは制度化されたものなのか、短期的な一時的なものなのかについても、現状での考え方をご説明を求めます。

以上、質疑といたします。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。串田武久企業長。

＜企業長、串田武久君 登壇＞

○企業長（串田武久君）

披田信一郎議員の質疑にお答えいたします。

職員の派遣の問題であります。これについての企業団内部での役割であります。これにつきましては企業団内部におきましても、経営改善及び経費の削減等にも取り組んでおります。これまでもなかなか進まない状況でありましたので、正副企業長間で協議をいたしまして、各市から1名ということ、派遣することを合意を見たところであります。発見された職員の企業内部での役割であります。これは行政全般への助言はもとよりであります。経営改善、コスト削減を目指しておるところでございます。

先ほどもお答え申し上げましたように、協定は2年ということになっております。それでは今後につきましてはどうかということではあります。経営改善、事務の効率化の状況を把握しながら、この改善問題については未来永劫に続くものであります。今後についても、人事交流を含めて検討をしてみたいと、このように思っております。

○議長（曾根一吉君）

野口 勇事務所長

＜事務所長、野口 勇君 登壇＞

○事務所長（野口 勇君）

披田議員の質疑にお答えいたします。

徴収事務の経費についての関係市等の負担金額の定め方につきましては、1調定件数当たり96円となります。その後は、決算状況を見て、関係市と協議の上、決定いたします。

次に、下水道使用料の徴収が不能な利用者にかかわる会計上の処理及び最終的な不納欠損処理などの方法につきましては、まず徴収が不能な下水道使用料未収金の会計処理は、各関係市等で行います。また、滞納処理業務の行い方といたしましては、2年間は上下水道料金の徴収について企業団で行い、2年経過後につきましては、下水道使用料の徴収については関係市等で行います。下水道使用料の不納欠損処理につきましても、関係市等の

判断により処理することとなっております。

利用者の分割納付誓約につきましては、水道料金に関しては現在行っておりませんが、公共下水道料金の徴収に対して分割納付誓約が発生した場合においては現在、関係市及び取手地方広域下水道組合との協議を進めているところであります。

次に、入札・契約における談合防止、工事費削減の件であります。工事費削減についての取り組みは、道路管理者との同時施行、積算の見直しを行っております。また、談合防止の仕組みづくりを目指し、指名業者の指名公開の取りやめ、郵便入札等の導入も視野に入れ、経費削減及びさらなる競争性が発揮される入札制度に向け、検討してまいります。

次に、平成19年度決算において4億円の繰り越しの理由は何かとの質疑でございますが、平成19年度の繰越額は委託料が2本で960万7,500円、配水管布設工事が12本で2億8,563万1,500円、配水管布設替工事が6本で1億592万5,050円、合計20本で4億116万4,050円です。この理由といたしましては、構成市発注の下水道工事や道路改良工事等の進捗状況によって工事を施工したもの、また、住民の要望による管網整備工事等で、地域的に渇水期にしかできない地区もあったため、また、住民からの水圧不足の苦情に対して安定供給するためでございます。

なお、公営企業にあつては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良工事について予算を繰り越しできるものとなっております。

以上であります。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎君 登壇>

○7番（披田信一郎君）

2回目の質疑を行わせていただきます。

1点は、議案第3号の決算に関して入札・契約の問題、私伺いましたのは、ともかくある意味では工事について平均落札率95.7%と、監査委員指摘にも出されているこれを、やはり高い落札率であつて、競争性が発揮されてないというふうに評価しているのか、していないのか。しているから、いろいろ改善をしようという趣旨に受けとめられるんですが、決意の表明というような意味も含めて、その辺の認識というか、評価こそ伺いたかったということで、再度よろしくお願いをいたします。

以上、1点のみといたします。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。串田武久企業長。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

お答えいたします。

先ほど監査委員のほうからもご指摘がありましたように、工事委託で工事落札率が95.7%ということを厳しく監査からも指摘されておるわけでありますから、我々発注者としたしましては、これらの落札率をもっと競争性、それから透明性を発揮しなさいというのが監査委員の意見としてあるということのを重く受けとめながら、私たちは今後の資にして対応していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。これで披田信一郎議員の質疑を終わります。

休憩いたします。再開は午後5時10分といたします。

休 憩 午後 時 分

再 開 午後 時 分

○議長（曾根一吉君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第1号から議案第4号並びに報告第1号の質疑を終了します。

◇討論

○議長（曾根一吉君）

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、反対の議員の発言を許します。反対討論の議員はありませんか。

8番、伊藤悦子議員。

< 8番、伊藤悦子さん 登壇 >

○8番（伊藤悦子さん）

日本共産党を代表しまして、議案第3号、平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、反対討論を行います。

世界的な金融危機の中で、日本経済も景気が悪化し、諸物価の高騰が続き、市民生活がますます苦しくなっているのが実態です。こうしたときこそ、公営企業である県南水道企業団は、市民生活を支援する事業運営が求められます。

昨年11月議会で「水道料金の値下げを求める請願書」が採択されています。水道の加入金が引き下げられたこと、また、ことし10月からは量水器使用料が無料になったことは一歩前進であると考えますが、市民は公共料金である高い水道料金そのものの引き下げも求めています。今年度決算も、黒字分1億6,000万円は市民に還元する内容とはなっていないと判断し、議案第3号について反対といたします。

○議長（曾根一吉君）

次に、賛成の方の発言を許します。賛成の議員はありますか。
討論ありませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

○議長（曾根一吉君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◇採決

○議長（曾根一吉君）

これから議案第1号から議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。
議案第1号、茨城県南水道企業団公共下水道使用料徴収条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○議長（曾根一吉君）

起立全員であります。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。
議案第2号、茨城県南水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○議長（曾根一吉君）

起立全員であります。したがって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。
議案第3号、平成19年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算については、原案のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○議長（曾根一吉君）

賛成多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり認定しました。
議案第4号、平成20年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○議長（曾根一吉君）

全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

◇日程第5 一般質問

○議長（曾根一吉君）

日程第5、一般質問を行います。
通告の順番に発言を許します。3番、大谷雅彦議員。

< 3番、大谷雅彦君 登壇 >

○3番（大谷雅彦君）

今、物価高の所得減といった生活環境、アメリカ発の金融不安が襲い、世界規模の先行き不安にさいなまれているきょうこのごろであります。私たちにできることは限られてはおりますが、県南水道給水地区の皆さんのために少しでもお役に立ちたいとの思いは、この議場にいる全員に共通するものと考えております。こうした立場を踏まえて、通告に従い一般質問を行います。

まず、水道料金の値下げについて伺います。昨年、本会議において採択された「水道料金値下げ請願」に対する対応についてお伺いします。

議会が採択した同請願に対して、企業長からは格別の意思表示もないままに平成20年度予算が提案され、公営企業経営が続けられておりますが、これでは各市住民を代表して構成している当議会の意思を軽視することにならないでしょうか。私は、同請願の採択には反対いたしました。が、経営健全化を進めながらも、高齢化などに伴う単身世帯などの増加という社会的な変化に対応すべき時期を迎えたと考えています。

そこで、給水料金の一部値下げ及び一部値上げを検討すべきだと思っております。仮説を立てて提案します。具体的には、家事用として基本料金を5 m³当たり700円、超過料金として1 m³当たり210円、そして15 m³あるいは20 m³を超える部分については若干のさらなる値上げを行う。この点について、企業長のご所見と請願への対応について、できるだけわかりやすくご説明ください。

次に、県南水道企業団の経営責任の所在についてでございます。一部事務組合における責任の所在が不明確であるとの指摘があります。仮定の話にはなりますが、公営企業である当企業団が赤字経営に陥ったとき、あるいは組織内に不祥事が起きたときなどの経営責任は、すべて串田企業長にあると理解してもよいのでしょうか、具体的にお答えください。

次に、経営改善の進捗状況と手法についてお伺いします。まず、その1として、内部管理費の合理化に残されている余地でございます。当企業団の経営改善については、内部管理費の見直しと改善によってかなりの成果を上げてこられたと承知しておりますが、それにも限界があるのではないかと思います。合理化にあとどの程度の余地が残されているのか、その点についてお考えを聞かせてください。

②公平公正と入札改革についてお伺いします。公営企業の経営は、公正かつ公平でなければならないと考えています。また、内部管理費見直しにも限界があり、当然支出にもメスを入れなければならないと考えております。

当企業団の平成19年度決算審査における審査意見書には、監査委員の提言③として「入札・契約の落札率については、引き続き高い数値（工事委託で平均95.7%、業務委託で平均84%）となっている」と、遠慮ぎみの表現ではありますが、指摘されています。私は、少なくとも10ポイント程度の工事委託の落札率改善が必要ではないかと考えておりますが、

企業長のご認識と落札率改善へのご決意のほどをお聞かせください。

また、指名入札におけるランク別の業者数、ランク別の予定金額及び平均落札率を教えてくださいととも、ランク別に業者を指名してすみ分けを行っているのかどうかについても伺います。さらに、委託工事を受注したときに、掘ったら水が出た、こういったときにも設計変更が行われていないと聞いておりますが、公営企業のあり方としては不適切ではないでしょうか。

次に、水道事業の中期見通しについてでございます。その1、財務会計処理の適正化、つまり加入金を資本勘定に移行させる時期であります。公営企業として健全経営を実現するために、当事業団は黒字経営を装うために加入金を営業収益に計上してきましたが、これが適切な会計処理なのでしょうか。残されている石綿管や鉛管をできるだけ早く布設替えしなければなりません。そうした資金需要を満たすためにも、加入金は資本勘定に入れるべきではないでしょうか。

また、公営企業の健全経営を担保するために、茨城県南水道企業団規約第13条において分賦金の規定があります。これは、当企業団の財産から生ずる収入、使用料及びその他の収入によって経費を賄うことができないときは、企業団を組織する各市に分賦することができることを定めています。決して好ましい選択ではありませんが、各市の大多数の住民が恩恵を受ける上水道事業でございますから、住民福祉の観点では一つの選択肢になるものと考え、企業長のご見解を伺います。

その2、原水購入価格・引受水量・有価供給水量の現状と見通しです。当企業団は、必要水量を超えて県からの供給が、経営を圧迫している一因となっております。健全経営を目指す観点から、原水供給水量と購入価格、必要水量と引受水量、有価販売水量などの現状と見通しについてご説明ください。

その3、県西水道事業との統合時期及び統合した後の原水価格等並びに経営見通しについてです。私には理解しがたいことなのですが、当企業団を初めとして県南各市の水道事業者は、茨城県に県西水道事業との統合を願い出ています。県企業局が上水道開発事業に投じた資金コストは、最初の県南が最も低く、次いで県西、鹿行、県中央の順に高くなっているものと記憶しておりますが、県西との統合は原水価格の値上げに直結するのではないのでしょうか。統合は既に既成事実となっていると思いますが、工事差しとめ訴訟絡みの八ッ場ダム工事が進めば、さらなる原水の供給過剰を生み、さらなる原水価格などの上昇も予測されると思っています。統合の時期と統合後における当企業団の中期的な経営状況にいかなる影響が発生すると考えていらっしゃるのか。わかる範囲で結構ですから、できるだけ詳しく説明してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。串田武久企業長。

＜企業長、串田武久君 登壇＞

○企業長（串田武久君）

大谷雅彦議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、当企業団議会において採択されました「料金値下げを求める請願」につきましてであります。これにつきましては、議会の総意といたしましたものとして真摯に受けとめておるところであります。当企業団におきましては、昨年4月から給水加入金の引き下げを行いました。また、本年10月分より量水器使用料金の無料化を実施したところでございます。今後につきましても、水道料金の値下げにつきましては、大変重要な問題であると受けとめております。今後も、安心・安全な水を安定供給するための鉛管・石綿管の布設替え等も予定をしているところでもあります。鉛管取替工事約20億円、石綿管更新工事約80億円、配水場更新工事約20億円、合計120億円程度の経費が今後も必要となることから、財政状況を十分に見きわめながら慎重に対応しなければならないものと私は考えております。

次に、経営責任についてでありますけれども、地方公営企業法第39条において、一部組合である企業団は管理者を置いておりません。当該管理者の権限は企業長が行うこととなっておりますので、その経営責任は、大谷議員指摘のとおり、私、企業長が負うわけであります。なお、実務につきましては、管理規定の中で所長、次長、課長の専決事項を明確に定めておるところでもあります。

次に、経営改善に関してのご質問であります。平成18年9月に企業団の経営改善及びコスト削減を図って、健全な経営体質を構築することを目的といたしまして経営検討委員会及び3つの専門部会を設置をいたしました。経営改善について、3市交え協議・検討を行い、進めております。また、本年4月より経営企画グループを設置をいたしました。企業団の現状把握に努めながらも、これまでに各種手当の見直しや電算業務委託の改善を図ってまいりました。今後の合理化に残された余地ではありますが、さらに拡張工事、業務委託、職員管理など、企業団全体を再度精査をして、改善できるところは改善をしていき、経営の合理化及び経費削減に努めてまいりたいと、このように思っております。

入札改革につきましては、先ほども申し上げたとおりでありまして、経費削減及びさらなる競争性が発揮される入札制度に向けての透明性を確保した入札改革を進めていかなければならないと、強く考えておるところでもあります。

次に、水道事業の中期見通しについてであります。加入金を損益勘定の営業収益としていることは適切でないというご意見につきましては、地方公営企業にあっては、加入金収入を損益勘定としている事業体が全国のおよそ4割、資本勘定としている事業体が6割であります。どちらの勘定を選択しても適正であると、まず申し上げておきます。

当企業団は、昭和57年度から加入金制度を導入しております。当時、当企業団の水道料金は、昭和51年、昭和53年、昭和57年に、使用者の方にご理解をいただきながら料金の値

上げをいたしました。その後、県の責任引取水量制によるさらなる料金値上げという問題が生じたわけであり、その料金値上げの抑制のために導入されたのが加入金であり、開発業者、新たな加入者にご負担をいただくというものであります。

経費削減等の努力は当然しておるわけですが、監査委員の監査意見書の提言にございましたとおり、給水原価と供給原価が逆転しております。給水収益だけ見れば、損失が発生しております。仮に加入金を資本勘定とした場合、その時点で料金値上げを余儀なくされることになるわけであり、

次に、赤字が出た場合の構成団体3市からの分賦金として繰り入れをしてはいかがかということではありますが、公営企業にあっては、受益者負担の原則、企業としての独立採算性を考慮しながら、安定的かつ継続的な経営を図ってまいりたいと考えております。さらに、地方公営企業施行令によりまして、その採用する会計処理の基準及び手順を毎事業年度継続して用いて、みだりに変更してはならないと、このように規定をされておるところでありますので、何とぞこの点もご理解をいただきたく思います。

最後に、県西水道事業との統合時期及び統合した後の原水価格等並びに経営見通しについてのご質問にお答えしたいと思います。

茨城県では、県南及び県西広域水道用水供給事業を統合し、将来の水需要に対応すべく、県南・西地域広域的水道整備事業の計画を市町村と協議を進めておりますが、先般の市町村の合併があったことから、水量が確定できないところであります。県では、計画策定前年の今年度に再度、水需要調査を実施しているところでありますので、統合時期及び統合した後の原水価格等につきましては未定であるとのことをございます。そのようなことから、経営の見通しもついておりませんので、統合時期等、また原水価格等、また経営見通し等については、現状を報告するにとどめさせていただきたいと思っております。

○議長（曾根一吉君）

野口 勇事務所長。

<事務所長、野口 勇君 登壇>

○事務所長（野口 勇君）

大谷議員の質問にお答えします。

先ほどの水道事業の中期見通しの中の原水購入価格、引受水量、供給水量の現状と見通しについてお答えいたします。ご存じのとおり、当企業団の浄水は茨城県企業局より購入しており、毎月の料金は基本料金と使用料金からなっております。その料金は、基本料金が基本水量1 m³につき1,290円、使用料金が使用水量1 m³につき45円であります。

次に、引受水量ではありますが、当企業団は茨城県企業局と茨城県給水条例に基づきまして、受給契約を締結しております。本年度からの1日最大給水料は8万8,700m³であります。また、平成19年度の有収水量は、約2,138万m³、有収率は90.1%であり、有収率の前年度比では0.8ポイント向上しております。引き続き、石綿間及び鉛管の布設替え、そし

て漏水の早期発見、早期修理等によりまして、さらなる有収率の向上に努めたいと考えております。

前後いたしましたが入札改革についてであります。現在、企業団の入札方法は指名競争入札、一般競争入札で行っております。指名競争入札での指名方法は、信用度、工事実績、手持ち工事の状況、地理的条件、そして技術適正等に留意して選定し、平成20年度よりランク付を行っております。指名業者の数であります。500万円未満は3社以上、500万円以上3,000万円未満、3,000万円以上5,000万円未満は7歳以上、5,000万円以上は一般競争入札となっております。また、工事種類を土木、建築、機械器具設備、電気、舗装、水道施設の6つに区分して、審査評点によって格付をいたしております。

次に、配水管布設工事等がありますが、この工事での設計変更につきましては、設計と現場が異なった場合には変更いたしております。

以上です。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。3番、大谷雅彦議員。

<3番、大谷雅彦君 登壇>

○3番（大谷雅彦君）

まだ答弁が終わっておりません。私は、仮説として具体的な水道料金について申し上げたんですが、それについての試算を教えてくださいと思います。

それと、先ほどの企業長の答弁を基本的には理解するところでございますけれども、120億に及ぶ資金需要を控えた中で鉛管・石綿管への対応、工事費の増額、こういったことを考えると、現状で推移していった場合に一体いかほどの年月がかかるのか、これは非常に、これまでの本議会における議員の発言でも、急がれるということだと思いますし、全くそのとおりだと思いますので、この点についてははっきりお伺いしたいと思います。

分賦金のことについては、好ましいことではないと私も思っております。しかし、過去に3年ほど、当企業団においても実績がありますし、そういったことを最悪の場合には含めて考えるべきではないか。やはり、本来の会計処理としての加入金を営業収益に加えない、資本勘定としてその維持管理に充てていくと、こういう本来のあり方に改善するべきだと思いますが、いかがでありますでしょうか。

それと、入札に関しまして、ランク別の業者数とランク別の平均落札率を伺いました。それとランク分け、これはいかなる細かな緊急性を要する仕事にも対応してもらうために、業者の能力に応じて、小さい仕事は小さい業者にもやってもらう。磁場経済の活性化という観点からも、そのようなランク付が入札には取り入れられていると思います。この点について答弁をいただいておりますので、お答えいただきたいと思います。

それと、掘って水が出て設計変更されていないというのは、私、業者筋から聞いているわけなんです、もう一度、念のために確認をさせてください。

以上です。

○議長（曾根一吉君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 時 分

再 開 午後 時 分

○議長（曾根一吉君）

会議を再開いたします。

野口 勇事務所長。

<事務所長、野口 勇君 登壇>

○事務所長（野口 勇君）

先ほどの大谷議員の料金体系の話でありますけれども、これは後で莫大的な数字を、10から幾ら、15から幾ら、20から幾らとか、ある程度出してもらえば試算としてできますので、後日提供できるかなと、そういうふうに思います。

それと、ランク別の業者数、先ほど申しました6業種に分けてあるよと。その中でどのくらいの数があるのかと、そういうことかと思しますので、お答えしたいと思います。

給水区域内にある指名入札のランク付を今年度からしているわけなんです。先ほど申しましたように、6業種で行っております。まず、土木工事ではありますが、Aランク業者が66社となっております。Bランクが33社、Cランクが33社の計132社になります。次に、舗装工事は、Aランクが45社、Bランクが31社、Cランクが52社の128社になります。次に、水道施設工事は、Aランク業者が36社、Cランク56の計122社になります。次に、建築工事は、Aランク業者が17、Cランクが14の計58社になります。次に、機械器具設置工事は、Aランク業者が2社、Bランクが2社、Cランクがゼロの4社になります。最後の電気工事につきましては、Aランク業者が19社、Bランクが7社、Cランクが2社の計28社になります。

以上です。

<発言する者あり>

○議長（曾根一吉君）

野口 勇事務所長。

<事務所長、野口 勇君 登壇>

○事務所長（野口 勇君）

失礼しました。鉛管と石綿管の距離を答えたいと思います。鉛管は、今現在1万件程度あるかと思うんですが、仮に年間1,000件程度をやったと、その場合には約10年かかると。

そして、金額は年間2億円くらいは必要になるかと思います。それと、石綿管は今、約8万メートル、年間、下水管とか合わせても3,000メートルはいつているのかなど、これは距離にしても1キロから4キロかかると。先ほど3,000と言いましたが、状況によっては下水工事等の布設替え、あとは家でやっている工事を合わせまして1キロから4キロくらいあると。それで、20年近くはかかるんじゃないかと。これも、計画を前倒ししながら、できるだけ早く取りかえていきたいと考えております。

以上です。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。これで大谷雅彦議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。12番、貫井 徹議員。

< 12番 貫井 徹君 登壇 >

○12番（貫井 徹君）

貫井 徹でございます。

野口所長、本当にきょうはご苦労さまでございます。あしたお休みなので、ゆっくり休んで、また水道行政によろしくお願ひしたいと思ひます。

私、通告で4点ほどしてあります。今後の全般的な構成自治体の負担割合の見通し、これはきょう後先の問題で、議員提出議案の際にも申し上げましたけれども、これは事務方の野口所長のアバウトの答弁で結構なんですけれども、あの議員提出議案が成立した場合、この構成自治体の負担割合の見通し、これもまず伺ひます。

2点目の構成自治体住民の生命・生活・環境を守る立場から、鉛管・石綿管取りかえ等のスピード化を求める。これは今、先輩議員でもございます大谷議員のほうから大所高所、多方面からございましたので、要望で、これは答弁要りません。要するに、スピード化を求めたいと。ちなみに、柏市の伊藤ハム井戸からの汚染によって、まさに会社の存亡が問われるような事態になってしまっていると。そういう中で、スピード化を求めるとともに、午前中の議論の中でも申し上げましたように、井戸水等の汚染問題は3市とも共通の問題でございますので、そういった部分に対してのPRをよろしくお願ひしたい。2点目については答弁要りません。

あと、県南水道の財政状況でございますけれども、財政健全化法施行なりまして、我々、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等が構成自治体にも問われて、その指標が明確になって、各自自治体の中で議論は我々12名ひとしくしているところでございますけれども、幸いにも取手市で申し上げれば、茨城県南水道企業団の部分の、要するに企業会計に伴う連結実質赤字比率と実質公債費比率等が皆さんのご努力によってないということで、その点については安心しているんですけれども、値下げの根拠が黒字の損害だと、そういう議論がずうっときょう、今までも終始一貫あるわけです。

皆さん、お手元に行っていますように、決算書にも資産合計が292億85万円、帳簿のこ

の黒字の実態はどうかと。減価償却含めて、やはりずうっとある程度踏襲的に簿価についても明確な数字を先送りして、要するに机上の空論とは申しませんが、帳簿上だけの黒字、やはり実態をしっかりと洗い出して、そういう茨城県南水道企業団の財政状況をアカウンタビリティと申しますか説明責任、これは午前中の企業長の答弁の中でも、議案第1号の際に、徴収業務については構成自治体の広報を利用して住民に広く周知させると、そのような答弁、これは非常にいいことで。

だから、茨城県南水道企業団の今後の、さっきから答弁されているように、石綿管の部分、また鉛管の、それと配水場等に120億円かかるとか、そういった部分を、きょう、池辺副企業長もおいででございますので、そういった構成の自治体の広報、取手でいえば「広報とりで」、そういったところにコラムとかコーナーをいただいて、取手で申しあげれば月に2回出ています。これは各市みんな同じだと思うので、取手で申しあげれば、ごみ関係の常総市町村圏事務組合の広報紙、これが週に1回ぐらい入ってきます、新聞折り込みで。これは、やはり非常に行政改革の上で無駄な経費というか、それだけ印刷費、また新聞折り込み料。幸いにも牛久さんも龍ヶ崎市さんも取手市も、広報があると。これはもう企業長、副企業長の顔で、ただでそこに出せば、無駄な経費は出ないで、茨城県南水道企業団の模様なりできると。だから、それを普及率80%、大体約30万弱の中で21万きり給水人口ないものですから、そういった方々によく宣伝をただでやっていったらどうかと。

あと、4点目でございますけれども、経営企画グループの経営改善計画の答申はと。これは、午前中も伊藤議員の提出議案に対して言ったんですけれども、この答申がまだなされていないと。そういう中で、取手も優秀な菊地職員を次長として、また、龍ヶ崎、牛久さんにしても佐藤さんとか飯島さん、優秀なメンバーを送り込んでいるんですけれども、幸いにも経営企画グループリーダーが飯島職員でございますので、野口さんばかりだと、野口さん、もういいかげんにしろと言いたい部分もあるでしょうから、飯島さんで結構でございますので、経営企画グループの経営改善計画はどうなっているのかと、今の状況です、これをお示し願いたいと。午前中からいろいろ議事進行について……

<「午前中じゃないです。午後から……」と呼ぶ者あり>

○12番（貫井 徹君）

午後ですか。ちょっと疲れていますので、失礼しました。

そういう中で、エコノミストの中にも連結実質収支を構成する中で、北海道の赤平市とか釧路町ですね、これが非常に水道企業会計が赤字になっていると、そういった点は那边にあるのか。要するに、こういう下水道とか、県内も筑西なんかを見れば市立病院、これが非常に特別会計が足を引っ張っているという部分が顕著なんですけれども、水道については北海道のこういった部分が、連結実質収支に非常に影響を及ぼしていると。経営企画グループとして、そういったところもいろいろ研究して、企業長、副企業長が求めている答申をしっかりと収れんさせているのかどうか。こういった議論を議員提出議案の前に私や

りたかったなど、そういう部分で何うものがございます。時間もあれなので、1回で終わりますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。串田武久企業長。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

貫井 徹議員の質問にお答えいたします。

私からは、当企業団の経営におきます財政状況であります。今後、構成自治体の財政的負担もあるかという質問を含めてであります。財政状況についての説明を申し上げますと、もう既にご承知のことと思ひますが、昨年6月22日であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が公布されております。公営企業を経営します当企業団におきましても、財政健全化法の規定において決算の提出を受けた後に、速やかに資金不足比率を算出をいたしまして、算出の基礎となります書類を監査委員に付し、その意見書をつけて資金不足比率を議会に報告かつ公表しなければならないというものであります。これにつきましては、さきの9月30日付で議会を代表する議長に報告したところであります。平成19年度決算におきましては剰余金が出ており、資金不足は生じておらず、経営健全化基準20%を下回っていることから、比較的正常な状態にあることをご報告したわけでございます。

しかし、監査委員の資金不足に関する審査意見書にありますように、今後の老朽施設の改良、石綿管の更新、未整備地区への管網整備などといった設備投資が必要な中での原水給水原価と供給単価との逆転現象が続いている状況にあります。このまま推移すると、数年間のうちに資金づくりが厳しいものになると、意見が出されております。構成自治体の負担金の見通しは、これはやはり構成3市でも大変厳しい財政状況でありますから、現在、行政改革に取り組む経費の削減を図っておるところでありますので、当企業団段の関しましても、今後の財政健全化計画に基づいて経営改善を図って、経費節減を行い、独立再三による健全な経営を進めてまいりたい、このように考えております。

経営企画グループのことに關してであります。これも私からお答え申し上げます。厳しい経済不況の中での水道事業におきましても、高度化・多様化いたします住民のニーズに的確な対応を図って、サービスの向上と経費削減に努めなければなりません。このような状況を踏まえ、これまで経営改善につきましては、経営検討委員会で3市との協議・検討を行いながら、初任給や各種テナウチの見直し、電算業務委託の見直しなどを行ってまいりました。今後、さらに経営企画グループを中心に、内部における現状の精査を行い、当企業団の経営改善及び経費削減についての見直しを、3市の意見を取り入れながら協議・検討し、経営改善計画を進め、より効率的かつ合理的な経営体制を構築していかなければなりません。まだ、経営企画グループは発足したばかりでありまして、これからが力

を發揮していただく組織でもあります。今後におきましても、経営企画グループの力量を増す努力を、私たち正副企業長同士での意見を大いに活発に進めて、安心・安全で良質な水の安定供給に努力をしてみたいと、このように思っております。

今ほど提言がございました今の当県南水道企業団の経営実態とあわせて、今後取り組まなければならない石綿管、さらには鉛管の更新等につきましては、それぞれの市の広報を利用してというご提言をいただきました。先般、メーター代並びに加入金の提言等の速報性を踏まえながら、それぞれの3市にお願いをしたところでもありますので、こうしたことについても、スペースの関係はあるかもしれませんが、貫井 徹議員のおっしゃるように、経費のかからない、ただでやってもらえる方法をこれからも交渉してみたいと思っております。

以上であります。

○議長（曾根一吉君）

野口 勇事務所長。

<事務所長、野口 勇君登壇>

○事務所長（野口 勇君）

先ほどの貫井議員の分賦金の話があったかと思うんですが、過去にあった事例かなと思うんですが、そっちのほうで以前、昭和の前半ですか、3年ほど計画給水人口均等割、現在の給水人口のほうでもらった経緯はあります。

それと、財政状況の説明責任等のご質問でありますけれども、現在におきましては、各自治体の構成を利用させていただき、また、企業団ホームページにおいても情報を提供しているところでございます。

それと、経営企画のほうから、健全計画の話をしていただきます。

以上であります。

○議長（曾根一吉君）

飯島美博経営企画グループリーダー。

<経営企画グループリーダー、飯島美博君 登壇>

○経営企画グループリーダー（飯島美博君）

経営企画の飯島でございます。

企業団の経営改善、コスト削減を図るため、経営検討委員会を初め専門部会、内部協議の分科会を実施し、またアンケート調査、現在はヒアリングを行い、現状の課題、問題点の把握を行っているところです。今後は、さらに現状を精査し、内部協議、さらには3市を交えて協議・検討し、経営改善計画を進め、合理的で効率的な経営体制を構築してみたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。

<「議長、自席でちょっと議長にお願いいたします」と呼ぶ者あり>

○議長（曾根一吉君）

12番、貫井 徹議員。

○12番（貫井 徹君）

ありがとうございました。それで、議長にお願いなんですけれども、私大分、きのうは取手市議会、きょうまたあれと、ちょっと午前中からやったということを先ほど申し上げたので、それは議長の整理権の中で、公的な議事録ものですから、その点は削除をお願いしたい。きょう、午後からやっていたということなので、私大分疲れて、失礼しました。私より疲れているのが野口所長だと思います。

○議長（曾根一吉君）

これで貫井 徹議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子さん 登壇>

○10番（野口利枝子さん）

10番、野口でございます。一般質問をさせていただきます。

通告順に従いまして、過大な水資源開発について。住民に高い水道料金を押しつけ、税金の無駄遣い、環境破壊につながる八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業の中止を求めることを企業長に求めて、その考えをお伺いしたいと思います。

茨城県は、霞ヶ浦導水事業約608億円、八ッ場ダム257億円、思川開発、湯西川ダム等々、水資源開発に参加をしております。ここには、水源地域対策特別措置法に基づく負担金として、起債、利息を含め約2,200億円に上る額を県民に負担を負わせております。この中には、使わない水まで支払わせる責任引取制を水事業者に押しつけ、水事業者であるこの県南水道企業団も、すべて住民から水道料金を得て、そこから県企業局に支払いをしております。

八ッ場ダムの負担金につきまして、茨城県企業局に問い合わせをしました。3種類あるそうです。特定多目的ダム法による建設費負担金、水源地域対策特別措置法による水源地域整備事業の経費負担金、財団法人利根川・荒川水源対策基金の事業経費負担金、この3本を出しているそうです。これは、水道事業会計から支出をしているということです。金額は、平成20年度は約12億7,000万円、昨年平成19年度は13億6,000万円、平成18年度は13億2,000万円と、これはずっと支払われているわけですが、これらの費用は住民が納めた水道料金からダム建設費用として支払われているわけですね。これ以外にも皆さんが納めた県民税、いわゆる一般財源からも負担金として支払われています。いかに水道料金が、無駄な開発にお金が支払われているかということがおわかりいただけるのではないのでしょうか。

ところが、八ッ場ダムですが、群馬県の川原湯温泉を水没させるこの計画、首都圏の水道用水等の開発と利根川の洪水調整を目的としたものであったわけですが、もう水道用水は減少の一途をたどっておりますので、利水面での必要はなくなっています。人口減少傾向に入り、また、節水機器の普及、住民の節水思想等々、使用水量は減少しているのが現実です。

県の水のマスタープラン、見直しがされたわけですが、旧プランでいきますと、1日最大給水量は何と164万トン、それを新しいマスタープランは下方修正いたしまして、134万トンと減らしています。実質はどれだけ使っているかといいますと、100万トンを少し出るぐらいの最大給水量であってもそのぐらいの数字です。

県南水道企業団の計画、数字で見えますと、契約水量、これまで何回か出ておりますので皆さんもご承知のように、8万8,700トンの契約をしております。ところが、平成19年度の決算書にもございましたが、1日最大給水量は7万3,822トンであるわけですので、ここで約1万5,000トン近い差が出てきております。

治水についても過大な洪水流量が設定されておまして、専門家の間でも、河道整備だけで十分対応できると指摘がされております。先日も、ちょっと利根川に精通した方の講演がありましたけれども、国土交通省の示した基本高水の値、毎秒2万2,000トンというのは根拠がないと。莫大な金額を投入してダムをつくるよりも、堤防強化のほうがはるかに効果があるという。そのほうが安くて済むし、効果があるということを裁判でも証言されています。しかも、美しい吾妻溪谷が台なしになってしまう。おまけに、地質上、水を含むと脆弱化する堆積物で構成されており、仮にダムが完成をしたとしても、水を湛水後、要するに水をためた後には大規模な地すべりが起きる可能性が高いと指摘がされています。これは八ッ場ダムについてです。

霞ヶ浦導水事業はもう皆さんご承知のように、今、那珂川と霞ヶ浦、そして利根川を結ぶ導水路を建設する事業でございますが、利根道水路はもう既に完成をして17年を経過しております。ところが、通水をした後にシジミの大量死が起き、その後は閉めたまま、使われておりません。まさに机上プランであり、実際意味のない事業であると言えるのではないのでしょうか。那珂導水路についても今、那珂川の漁業関係者から、アユと魚類、生態系に大変壊滅的な打撃を与えるおそれがあるということで、清流を守ってきた人たちから、「死活問題である」「環境破壊である」と、裁判まで起きております。

那珂川の水は、霞ヶ浦よりも窒素やリンの値が大変高く、水の停滞している霞ヶ浦に流れ込めば、アオコの増殖につながると、水質汚濁は一層悪化すると入られています。事業そのものも、もう4回も計画変更されて、完成年度も平成5年から平成27年まで延長となっております。このように、霞ヶ浦導水事業も八ッ場ダムも、まさに税金無駄遣いだと言えるのではないのでしょうか。しかも、自然環境を壊し、必要のない代物に多額のお金を投じるのは、企業の仕事の確保のためなのかと思わざるを得ません。財政難と言いながら無駄

なダムをつくり続けようとする、住民には使わない水の分まで支払わせる。この県の責任は大変重大だというふうに思います。自治体の長でもある企業長、副企業長は、県に対してはっきりと中止を求めるべきではないでしょうか。

皆さんも新聞報道でご存じだと思いますが、今月の11日に三重県、滋賀県、京都、大阪の副知事が、滋賀県にあります大戸川ダム、この建設に反対する方針を表明をいたしました。今や無駄なダム建設より、もっと国民の暮らしをとというのが国民の声ではないでしょうか。八ッ場ダムについても、県知事を相手に今、無駄なダムに税金を投入するなという住民訴訟が起きております。私も、原告団の一人であるわけですが、裁判はもう既に4年になり、来年正月、年が明けると最終になってきます。毎回、この裁判には成り行きを見守る住民が傍聴席を埋めています。まさに、高い水道料金を引き下げてほしい、その思いとそのお金がどこに使われているかということで、大変関心の高さを物語っていると私は思っております。ぜひとも、こうした状況をしっかり踏まえて、企業長、副企業長も県に対して中止を求めていただきたいと思いますと思いますが、お考え、所見を伺うものです。

2点目といたしまして、工事費の公費負担について、もう1点伺います。

公道部分については公費の負担とし、加入率を上げていくことが大事ではないかという観点から伺います。「水道を引いてもらいたい、そう思ったけれども、工事費用の見積もりを見て、大変びっくりした。とても払える金額でない」、こういう声をよく耳にいたします。しかも合点がいかないのが、自分の敷地内だけではなく、公道であっても、本管からの工事費はすべて個人の負担だということですね。おまけに、道路のどちら側に管が埋設されているかによって、それぞれの家の工事費に大きな差が出てしまうということで、住民同士の何ていうんですか、不公平感を生み出しているといえます。中には「道路の真ん中に埋設すべきだ」、こんな声も聞かれております。また、取手の場合、市道とあと県道、国道もあるわけですけれども道路の舗装の構造に違いがあって、県道の場合はさらに負担が大きくなるということです。

水道事業は、これまでも何回も言われておりますが、まさに公営事業、命の水を供給している事業です。企業団が公道については持つべきだというふうに考えますが、これについても企業長の所見を伺うものです。大変失礼いたします。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。串田武久企業長。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

野口利枝子議員の質問にお答えいたします。

初めに、過大な水源開発についてのご意見でありました。茨城県では平成19年にいばらき水のマスタープランを改定をいたしまして、茨城県長期水需給計画を策定をいたしたところでもございます。施策体系は、長期にわたって良好で安定的な水資源の確保と保全、

適正な水需給バランスの確保と効率的な水利用の推進と、こういうことがうたわれておるところでもあります。その水資源は、県民の快適な暮らしや産業経済の発展にとって欠かすことのできないものであるため、長期的な観点から、水資源の確保と安定供給を図ることが重要であると、このようにうたわれておるところであります。当企業団といたしましては、茨城県に将来に向かって適正な需給バランスに基づいた開発をさらに要望してまいりたいと、このように考えております。

次の公道分工事を県南水道で負担の問題でございますが、これはこれまでも議会で取り上げられておりますことでもあります。公道分工事とは、道路に埋設されております企業団の配水管より、各家庭で水道をお使いになるための取り出し工事、給水装置の一部であります。この工事は、道路の形態、配水管の位置、必要とする水道により、取出管の口径によって金額の差が生じておりますし、野口議員がご指摘のような問題も含まれておることは承知をしておるところであります。

企業団では、配水管を埋設する際、将来の使用水量を予測して配水管の口径を決定し、埋設の位置については道路管理者との協議によって決定しておるところであります。企業団では以前に、均一的な公道分費用でその工事を施工してまいりましたが、縣市町村課より、その方法は好ましくないとの行政指導がありまして、その後、実費負担とした経緯がございます。公道分工事につきましては、水道申し込みの各家庭へ水道水を供給するための専用管でありますので、受益者の皆さん方の負担をいただくことを原則としておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上であります。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子さん 登壇>

○10番（野口利枝子さん）

2回目、質問をいたします。

いばらき水のマスタープランは、私もできたときに目を通しましたので、確かにおっしゃるとおり、必要だということを、県は事業を推進させるためには当然そういうことが書かれていると思います。ところが、水そのものがもう今余っている。それから、これからも、先ほどお話ししたように、もっと余っていく。要するに、1人が使う水の量、1日に使う水の量そのものがうんと少なくなっていくという、そういう方向にあるわけですね。横浜とか、先進地ではもう実態に合わせた数字で計算をされているわけですから、茨城は余りにもちょっとおくれでい過ぎるというふうに私は感じています。

八ッ場ダムの裁判で、元国土交通省関東地方整備局長、また、前茨城県土木部河川課長、水の専門家や利根川の研究者等々、証言台に立ちました。この中で、治水面で見ますと、カスリン台風規模の大雨が襲ったときの基本高水の数値は、当初は毎秒1万5,000で

あったものが、時代時代とともに1万7,000になったり、また下がったり、そして今は毎秒2万2,000トンという数値が出され、だから危ないからダムをつくるんだという、そうした国交省のキャンペーンが張られております。この数字そのものが大変一貫性がなく、ダム建設のための時代時代、数字をつくってきたということが証言で明らかになりました。こうした立場に、こういう状況をしっかりと踏まえれば、やはり住民の立場に立つならば、無駄な税金投入はやめよと、中止を求めるべきだというふうに私は思います。

7月23日付で「霞ヶ浦導水事業の促進について」という要望書が出されました。橋本知事初めこの企業長であります龍ヶ崎市長、そして取手市長、牛久市長のお名前もございます。これだけ霞ヶ浦導水事業が本当にもう、利根導水路はつくったけれども通水できない状態にいる。それから、那珂川と霞ヶ浦の導水管についても今、漁協の人たちが、アユの生態系も大変壊れるし、アユで生活している人にとっては本当に死活問題だと、これについても裁判が起きております。ただ、この人たちのエゴだけではないわけですね。必要のないダムをつくったり、必要のない導水事業を進めていくことで、さらに無駄な税金を投入しながら、さらにそこに住んでいる人たちの生活までつぶしてしまう、壊してしまう、こういう事業をどうして推進をしていこうという立場に立つのか、大変残念だなというふうに私は思いました。

1回目にも、八ッ場ダムは地質上大変問題があるということを言いました。問題のある地質のあるところにダムをつくって、水を入れて、決壊するおそれすらあるということが指摘をされているわけですね。奈良県にあります大滝ダムというのが、やはり同様の地質でダムをつくりました。2003年の3月に安全確認のために試験的な湛水、水をため始めたわけですが、そのときに大規模な地すべりが発生をし、急いで水を抜くとか、周辺住民を移転をさせ、地すべりの対策工事を行うことになったというのです。八ッ場ダムも本当に同じことが起き得るし、まさに満水をさせたら決壊の可能性も起きる。これは、イタリアでもそういうことがあったといますし、もう1カ所、どこか日本の中でもあったんですが、ちょっと名前が思い出せませんが、そういう実際あるところの状況を踏まえずにやったとしたら、何をかいわんやというふうに私は思います。

また、霞ヶ浦開発事業そのものも、霞ヶ浦の自然に大変深刻な打撃を与えたということはお承知だと思います。環境を一所懸命守ろうという人たちにとって、護岸堤の建設で、護岸の水生植物群落はなくなってしまって、また、常陸川水門の閉鎖によって完全水がめ化したために水質がどんどん悪化している。さらに、湖水の水位を人為的に変動させたことで水生植物を衰退させたと、こういうこともこれまでもやっているわけですね。こうしたことをまた、霞ヶ浦導水事業、そして八ッ場ダムでも同じようなことをしようというのでしょうか。

企業長として、本当にどこから見ても必要のない事業ということで、やはり中止を求めるべきだというふうに私は思いますが、もう一度、こうした状況をご存じかどうか。水の

マスタープランはお読みになって、よく存じているようですが、この事業そのものがどういう事業であるかということをご存じかどうか、その点についてお聞きします。全く知らないからそういうことは考えないというのか、知っているけれども、国のやること、県のやることだから間違いないというふうにお思いになっているのか、その点についてお答えをお願いします。

それから、工事費の公費負担についてですが、当初は均一的な公道についての負担であったけれども、好ましくないという指摘がされたということで今の形態に変えたということですが、それであるならば、私も水道がまだ入っていないところに住んでおります。これから、水道も少しずつ普及をさせていくというお話がありましたけれども、100万円を超える費用がかかるといったら、どなたもやっぱり二の足を踏むのが当然ではないでしょうか。普及率を上げるというのであれば、普及率を上げるにふさわしい、企業団としてそうしたところにもしっかりと、公営企業という立場から考える必要があるのではないかとこのように思います。これについて再度ご答弁をお願いいたします。

2回目、終わります。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。串田武久企業長。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

再度お答えいたします。

知っているのか、知らないのかという質問では、知っていると答えましょう。八ッ場ダムの問題についても、また、霞ヶ浦導水事業についても、新聞報道であれだけ利害関係が対立しているという事実は、いや応なしに知らざるを得ません。しかしながら、私たちの水資源というものは、県民の快適な暮らしを守ると。また、経済発展にとって欠かすことのできないものだという認識も私は持っております。そうした意味では、今後の当企業団におきましても、先ほど来答えておりますように、必要なものについての適正な需給バランスの上に立ったこれからの開発ということを強く県のほうへの要望につなげていければと、また、つないでいきたいと、そのように思っております。

また、先ほど来出ております公道分工事を県南水道の負担でできないかという問題であります。先ほどもお答えしたとおりでありまして、実費負担が原則でございます。そうした各種のそれぞれの取り組みのケース・バイ・ケースで問題があることは十分承知をしておりますが、当企業団としての考え方は、受益者の利に付すべきものについては負担をいただきたいという考え方でこれまでもお願いをしているという報告を受けておりますので、ぜひとも今後の課題としてはございますけれども、そうした現状維持の線でこれからの対応をしていきたいと、このように思っております。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。10番、野口利枝子議員。

<10番、野口利枝子さん 登壇>

○10番（野口利枝子さん）

3回目です。

今、企業長は、八ッ場ダム の状況、霞ヶ浦 の状況も、新聞報道などで知っているというふうにお答えになりました。しかし、安定した水供給、そして発展には欠かせないというお立場であるというご答弁でありました。であるならば、八ッ場ダム の利害関係についての新聞報道とあわせて、何がそこで大変問題になっているか、八ッ場ダム ができた場合にどうなるか。霞ヶ浦 導水事業を多額のお金をかけて完成をさせましたが、何も使うことができない状況があり得るわけですね。それであったとしても、欠かせない立場ということ を貫かれるのかどうか。最後、その点だけお願いします。

<発言する者あり>

○10番（野口利枝子さん）

新聞報道の利害関係の状況はわかっていらっしゃるわけですね。でも、霞ヶ浦 導水事業 そのものが、17年間通っていない利根導水路も含めて、もし中のほう等つくったとしても、それが利用されないという状況が大変可能性としては大きいわけですよ。そうですね。それでもやっぱり進めるべきだというお考えでしょうか。そこからは抜けないんですね。では、答弁結構です。

○議長（曾根一吉君）

これで野口利枝子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子さん 登壇>

○8番（伊藤悦子さん）

通告に従いまして一般質問を行います。

水道料金の値下げについてです。先ほども、決算のところでもお話をしているわけですが、昨年11月議会で「水道料金の値下げを求める請願書」が採択をされています。景気低迷で、諸物価の値上げが続いていますが、市民の皆さんからは、請願が採択されていることもあり、料金引き下げの期待が高まっています。そこでお伺いいたします。

1点目は、水道料金を引き下げるには、営業費用の5割になっている浄水費の是正を図ることだと思います。企業団は県から水を買ひ、市民に供給をしているわけです。県から買う契約水量は、使わない水の分まで料金を払っています。収入の増加のためには、監査委員さんからも受水費値下げの努力が指摘をされているところです。日本共産党は、再三にわたりこのことを指摘してきたところです。しかし、是正はなかなかされていないのが実態です。県企業局に対し、企業長は何としても引き下げよの主張が求められるところです。改めて、契約水量と実際に使用した使用量との金額は幾らになるのか、その差額につ

いての認識をお伺いいたします。

2点目は、水道事業計画基本計画書についてです。昨年3月に策定をされた水道基本計画書では、基本方針に安全と安定を主眼とし、水道サービス水準の向上を目指し、目標年度は平成32年にしているわけです。この計画のもとにおける人口計画、普及率、給水量、生活用水量をどのように見積もったのか、お伺いをしたいと思います。

3点目は、水道料金を引き下げることにについてなんですが、料金について加入金の引き下げ、10月からは量水器が無料になり、市民の願いが一步前進したところです。それは先ほども申し上げました。市民の願いは、日々使っている高い水道料金の引き下げです。特に、高齢者や単身者については、使っていない分は払わなくていいように、実態に合った料金にしてと、切実に訴えられています。来年からは、下水道料金と一緒に水道料金の徴収が始まるわけですから、「負担感がふえ、やりくりも大変」、こうした意見も意見も寄席られています。

ことし2月の定例議会では、請願の採択に対し、議会の意見として尊重したい。先ほども、ご答弁でそう申ししていました。平成19年度決算を見て、よく検討するとのことでしたが、市民の願いにこたえるためにも、料金体系を含め、引き下げの検討はどのようにされたのか、お伺いをいたします。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。串田武久企業長。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

伊藤悦子議員のご質問にお答えいたします。

契約水量の問題、さらには水道料金体系、水道料金の値下げ等についてでございますが、当企業団におきましては、茨城県企業局と茨城県給水条例に基づきまして1日の最大給水量の受給契約を締結しております。この契約水量は、説明するまでもなく、引き受けなければならない水量であります。現在、企業団の受給契約水量につきましては、1日最大8万8,700m³であります。その水量の見直しについて、もうご存じのように、幾度となく県に要望をしておるところであります。企業局の説明では、施設が既に完成しておりますので、契約水量の見直しはできないと、こういう回答がこれまで届いておりますが、当企業団といたしましては、契約水量見直しの要望を今後も続けてまいりたいと、このように思います。

水道料金体系及び水道料金の値下げに関してでございますが、水道事業は独立採算が基本であります。資本費は基本料金で財源を確保して、維持管理費には超過料金で確保することが、料金設定の基本的な仕組みとなっております。なお、企業団の料金体系につきましては、一般家庭は低価格を目標に設定をしておるところでもございます。

それと、水道事業基本計画書についてでございますが、現在の基本計画書は平成18年度

に策定をいたしまして、平成32年度までの計画となっております。見直しの周期としては、5年くらいで見直しをする考え方で現在進んでおるところであります。

○議長（曾根一吉君）

野口 勇事務所長。

<事務所長、野口 勇君 登壇>

○事務所長（野口 勇君）

伊藤議員の先ほどの水量の差額の質問かと思っておりますので、お答えしたいと思います。

茨城県より水道用水供給を受けている受水団体は、茨城県水道条例に基づきまして、それぞれ1日最大給水量の受給契約を締結いたしております。その契約水量は、受水団体が責任を持って引き受けなければならない水量であって、当企業団の平成19年度の基本水量は8万5,882 m^3 であります。

次に、1日最大給水量と基本水量の差であります。今までの1日最大給水量は7万4,975 m^3 でありますので、その差は1万905 m^3 となりますので、料金は約1億6,900万円になるかと思っております。

以上であります。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子さん 登壇>

○8番（伊藤悦子さん）

2回目の質問をいたします。

答弁漏れがあったんですけれども、水道事業基本計画書についての人口計画、普及率、生活用水量をどのように見積もったのかということについては答えがなかったんですけれども、それにつきまして現在、人口計画については平成20年度で計画と実態では1万人の差があるわけなんですよ。そこをもとにずうっと平成35年度でしたかしら、計画をしているわけですから、5年をめぐりに見直すということなんですから、もう既に1万人の人口の違いがあるということについては、やはり早期な見直しが必要と思うんですけれども、そのことについて再度お答えをいただきたいと思っております。

それと、契約水量についてなんですけれども、給水条例で契約をしていると言いますが、では、なぜ契約をしていながら、やはり市長はその是正をということを言っているんですけれども、その点について、そういう立場だと言いかも多少弱い契約水量の是正の訴えなのかなと思うんですが、訴えの市長さんの考え方について、改めてお伺いをしたいと思います。失礼しました、市長ではなくて、企業長です。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。野口 勇事務所長。

<事務所長、野口 勇君 登壇>

○事務所長（野口 勇君）

先ほど伊藤議員のほうから、人口の差が相当あるんじゃないかと、そういうふうな話でございませけれども、うちのほうも平成18年ですか、2回目の基本計画書をつくってきたわけなんですけど、今後においても、いろいろ資料を取り寄せながら、中期、短期、考えていきたい。そういう周期的な見直しをしていきたいと、そういうふうに考えております。以上です。

○議長（曾根一吉君）

串田武久企業長。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

今ほどご指導いただきましたが、契約水量の見直しでは訴えが弱い。それでは、それと違うって、こうすれば訴えが強いというのであれば、それを私に教えてください。私は企業局へ行ってまいりましょう。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。8番、伊藤悦子議員。

<8番、伊藤悦子さん 登壇>

○8番（伊藤悦子さん）

私の言い方が悪かったのかもしれないんですけども、要するに契約水量是正を市長は言っているとおっしゃっているわけですよ。ところが、片方では、契約の水量は条例で決まっているんだから、それは仕方がないと言っていることについて私はすごい矛盾を感じましたので、では、どういう姿勢で企業長は是正について県に言いに行っているのかなというところについてお伺いしたいと思っているわけですけども。

条例につきましては、つくばなんかではその都度、実態に合わせて契約水量を変えているわけですよ。でも、この県南水道企業団はずうっと、私は8年前に議員をやっているんですけど、そのことについてずうっと質問していますけれども、いつもおっしゃったように、条例に基づいてもう契約水量は決まっているんだからというふうにおっしゃっていて、片方では、いや、是正してくれと言っているということについての私個人の感じとしては、何か矛盾を感じるなと思ったものですから、改めてそのお答えをお聞きしたいと思いました。よろしくお願いします。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。串田武久企業長。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

伊藤議員のおっしゃることは、茨城県給水条例に基づいての県の考え方、それを我が企業団としては契約水量の見直しということはできないという、そういう県と我々の交渉事

項の力点はそこに違うから弱いと、こういうことですよ。確かに、受給契約はもうしておるのも事実ですね。しかしながら、昨年度から基本水量を現在の基本水量で据え置きできないのか。また、ことしの6月には、受水契約水量引き下げの要望を企業局のほうにも要望してまいっておるところであります。なかなか県のほうでもその見直しができないというのが、現時点でも回答が続いておるわけでありまして。しかしながら、受水契約水量の引き下げを今後におきましても、県企業局への引き続きの見直しを要望をしましてまいりたいと、このように思っております。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

休憩いたします。再開は午後7時10分といたします。

休 憩 午 後 時 分

再 開 午 後 時 分

○議長（曾根一吉君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告の順番に発言を許します。7番、披田信一郎議員。

< 7番、披田信一郎君 登壇 >

○7番（披田信一郎君）

通告に従いまして一般質問を4項目行わせていただきます。

本日はお疲れの中、冒頭からさまざまな議論が重ねられてまいりました。私の一般質問にかかわるといふか、その前提の部分につきましても、既に大谷議員の格調の高い展開、また、野口議員からの契約水量問題の前提になるところについてなど詳細な展開、そして質問もありました。私は、これは補足するような形で、幾つかの具体的な部分についてお伺いしたいというふうに思っております。

第1点目は、大谷議員の一般質問とも重なる部分がございますが、透明性・競争性を高めるための入札・契約制度の改革に関してお尋ねをいたします。これは、いろいろ既にご答弁もありますので絞ります。一般競争入札は以前から制度的には実施していたはずではありますが、極めて高い金額の工事限定ということで、実質的にはやられてこなかったところ、5,000万円以上のものを、条件つきとはいえ一般競争入札を導入するというので、今まで、今年度に入って5件実施をなされたというふうにも伺っておりますが、そこで、既に今年度行われました一般競争入札の実質的な採用に伴ったその成果がどうであったのかということをお伺いいたします。数も少ないので、それぞれ落札率がどうであったのか、それから応札者数が実際にどうであったのか、お伺いをいたします。これ

は、逆に指名競争入札であれば、先ほどご答弁の中にもありましたように、金額によって何社以上を指名するというところ、逆に一般競争入札であると、下手をすると2社であるとか3社であるとかしか応札がないというようなこともあり得る中、現実にもどのようであったかということをお聞きしたいと思います。

この問題の2つ目といたしましては、今回、今年度においては5,000万円以上をそのような条件付一般競争入札の導入としたわけですが、この適用される案件の、ことは5件、約五、六十件中の5件だと認識しておりますが、大体、全体における割合というのが今後において、または過年度の実態などにあつて、どのぐらいのものが5,000万円以上に当たるのかということについてお示しをください。

3番目には、条件つきで一般競争入札をやっておるわけですが、それは相当厳しい条件というふうに認識しておりますが、その具体的な内容、地域条件などがどのようなものであるのかをこの際、具体的にご説明をいただきたい。そして、この地域条件、構成市町村ごとであつたりしていると思われませんが、このような地域条件を緩和した場合には、応札可能業者数がどのように、ふえるはずですが、増減するのかについてのご説明を求めます。

4番目に、既に時代は条件つきまたはランク別一般競争入札を前提というか、原則採用するのは当然のこととして、龍ヶ崎を初めとして構成市町村においてもそのような入札改革は進展しているわけでありますが、今後の問題としては、総合評価方式の導入について国、国土交通省、県なども含めて言われております。このことについて、当企業団としての考え方並びに準備状況、研究だけはしているかとか等々について、この際ご説明を求めます。

この問題の最後に、これも既に今までいただいたご答弁の中で、いろいろ取り組みをやっていると、来年度も今後も継続するという、そしてそのことについての決意表明も、監査委員指摘などを受けて、企業長からも既にいただいておりますが、具体的に来年度の予算編成にも入っていく時期の中、来年度に関してはどんな取り組みを想定しているのか、ご説明いただければ幸いです。

大きな2番目であります。中期的な財政推計やその前提というか、営業的な予測を含めた収支の見通し、そういったシミュレーションについて実施をなされていると思います。これについて、その作業はどのように進んでいるのか、まだまだこれからであるのか。また、現時点のその作業の結果として、幾らかの見通しが見えているところがあるならばご説明をいただきたいと思ひます。

3番目に、利根町から当企業団に加盟をしたいと。現在、地下水を水源として単独水道事業をなされている利根町と一緒にということになって、さまざまな作業が既に進んでいるということは、冒頭の企業長説明、報告にもありました。この問題について、昨年度の予算において、当企業団と利根町とが費用を負担して、コンサルタントにその調査、そう

なった場合のメリット、デメリットなどの調査報告を出させました。これが本年度に入って、比較的早い時期に成果品は受け取っているというふうに認識しておりますが、また、きょう、この終わった後の全協で初めて説明をいただけるということに進むわけでありませけれども、やはり本会議の中で、簡単な概略だけでも説明がいただければと思います。そして、議会への説明がこの時期にまでなったことについて、何か特別なことがあるのかどうかについてご説明を求めます。

利根町との問題、いろいろなメリット・デメリットがあり、それが調査報告の中を通してわかってまいると思いますし、今後それを進めていく方向で議論はすることになると思いますが、実務的なさまざまな問題もさることながら、県との契約水量の問題という中で、利根町が必要とする部分を当企業団が県との受水契約をしている、その水量の枠の中で、例えば6,000トンとかということが想定できるのではなかろうかと想像しておりますけれども、実際に使う水のほうに繰り込めれば、県のほうがかたくなな中でも、ある程度楽になるのではないかという、そういう可能性も利根町との合併の問題というのはあると思いますが、いかがでありますでしょうか。

最後に、大きい4番目です。今の報告書の説明との関係もございしますが、執行部からの当議会に対するさまざまな説明、または説明を前提として協議をしていただく。これが今後の長期的な経営安定、料金の問題もその一つでありますし、さまざまな長期計画の中での石綿管の更新といったような費用もかかる、そういった問題についてじっくりと、最終的に議案とか予算とかという形で出されて、丸かバツかということではなしに、いろんな資料が出され、一緒に協議していくという姿勢が必要だと私は考えます。そういう点において、この間、どちらかといえば、やっぱり説明不足の部分が、しようとはしてきたけれども、実務的に準備が整わなくてただおくれただけなのか。まだまだ、議会には最終的な決着したものを議案なりで見えていただくというふうに考えているのか定かではございませんが、傾向としてやっぱり説明不足という部分があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

2番目に、料金問題、結果として、既にこの一般質問やるこの時点において、冒頭で特別委員会を設置して、継続審査の中でやるということが議会の判断として確定いたしましたのであれですが、執行部においてそのような特別委員会なり、将来的には常設の委員会ということも、一部事務組合議会であっても考えられるわけでありませけれども、そういった中で、しっかりと議会にも理解をしてもらいたいと、そういうことについてどんなお考えを持っているか、この際お伺いをいたします。

最後に、そのこと的前提にもなりますが、さまざまな、特にこの間、検討体制を進めるということで、いろいろな会議というか、機関ができたりしております。それは、内部の自主努力としてなされるということで、私たちはその結果を見守ればいいのかもせれませんけれども、やはりそういうプロセスの中でいろんなことが論議もされている。それをま

ず記録をとられ、そしてそれを適切にそれらのうちの資料、特に情報公開条例の制定がなされている当企業団でありますから、一般市民からも請求があれば、ほとんどのものについて当然にも公開されていくことになっていくわけでありますので、少なくとも議会において、そういった資料を早期に作成し、それを発表または提示なされ、結果としてそれを活用することによって、今まで申したような、今後の経営基盤の安定等々といったようなことにも資する議論を議会としてもしていきたい。執行部自身もそのような姿勢をより強めていただきたいという立場で、この記録資料の作成のありようとか活用について最後にお伺いをして、私からの一般質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。串田武久企業長。

＜企業長、串田武久君 登壇＞

○企業長（串田武久君）

披田信一郎議員の質問にお答えいたします。

私からは、中期的な財政収支の見通し、また、見直し等についてでございますが、平成18年度に作成をいたしました基本計画書におきまして、現在の財政収支、人口等の数値等が変動してきておりますので、財政収支及び施設整備事業の見直しを行いまして、今後の見通しを立てていきたいと、現時点で考えておるところでもございます。

利根町との統合についてであります。これにつきましては調査報告書の精査、そして利根町水道課との協議を行って、今後どのように進めていくべきなのか、打ち合わせを実施いたしておるところであります。その中で、準備委員会とワーキンググループを設置いたしました。さらには、準備委員会要綱をつくり、経営検討委員会にも報告をし、協議をいただいております。その概要につきましては、全協のほうでのご説明をいたしたいと、こう思っております。

また、議会への説明の件でございますが、水道事業計画、水道ビジョン、統合問題、これらにつきましては今後も適時報告をしていきたいと、このように思っております。

○議長（曾根一吉君）

野口 勇事務所長。

＜事務所長、野口 勇君 登壇＞

○事務所長（野口 勇君）

議員のご質問にお答えします。

監査委員意見書の中で、入札契約におけるさらなる競争性・透明性を高めるべく検討とありました。企業団では、入札改革の第1段階として、今年度より一般競争入札を5,000万円以上に引き下げまして、実施をいたしております。現在までに、牛久配水場更新工事3件、配管工事2件の計5本について実施をいたしました。平均落札率は96%でございます。

す。工事の全体の件数の割合は8%でございます。配管工事において応札可能業者は、給水区域内では18社が該当いたします。牛久配水場更新工事のうち、カウント更新工事は給水区域内の有資格業者といたしました。電気計装及び自家発電機設備更新工事と機械設備及び場内配管工事は、茨城県内に本社もしくは支店あることを条件といたしました。

今後におきましても、入札のさらなる競争性・透明性確保は、発注者として当然のことと認識いたしております。

また、来年度の取り組みはという質問でございますが、現在、指名通知の仕方、入・応札の対応など見直しについて検討いたしております。見直し案ができ次第、建設部会、経営検討委員会等にて協議の上、正副企業長会議での承認を導入してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。7番、披田信一郎議員。

<7番、披田信一郎君 登壇>

○7番（披田信一郎君）

お互いにくたびれてきているので、1回目で終わればと思ったんですが、答弁漏れというか、少し簡単にされ過ぎたので、再度お伺いをいたします。

入札契約の改革に関しては、5件で、結果としての平均落札率は96%だったと。これは、平成20年度の前半でありますので、直接のあれではないんですが、監査委員指摘の決算、平成19年度のあれは全体の平均落札率が95.7だったんで、一般競争入札を採用したけれども、それと同等というか、若干ですがそれよりも高まってしまったということがわかりました。

私の質問は、実際にこれ何社がそれぞれ応札に応じてこのようになったのかを、5件のことですので、1件1件についての個別落札率を含めて、資料あるんだと思いますので、ご説明を求めたつもりですので、よろしくお伺いをいたします。

それから、入札改革の4つ目のところにおいて、今後のこととしていろんなことを検討中だからと言われるとあれなんですけど、要は条件付一般競争入札は当たり前の中、必ずしも金額だけではなくに、特に当企業団のような水道、例えば防災面からとか、それから緊急な工事の要請とかという、特殊事情とって競争性を甘くしていいということではありませんけれども、例えばそういうことに対する寄与率などを政策的な点で点数に加算する、一種のそういうことも含めた総合評価方式というのは一定理にかなっている部分があるかと思いますが、このような総合評価方式の導入に関して、実際研究のケの字にも始まっていないと言われるとあれなんですけど、ともかく実際どうお考えなのか、やはりこの際お伺いしておりますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

それから、利根町のことについてはこれからということで、全協でもというので、この

場においてはこの程度にさせていただきますが、さまざまな説明については、やっぱり事実問題として企業長が上げられました水道ビジョン、それから長期計画、それから今回の統合についての調査報告についても、いずれも、例えば長期計画については平成18年度において策定した、平成18年度中にできた。実際に議会のほうに資料配付という形であったのは、平成19年8月以降だったと思います。それから、水道ビジョンも同じような時期に実質的にはつくられていたんですが、昨年秋だったと思います。そして、今回の統合問題についても3月中の、実際には成果品を受け取られたのは年度をまたいで4月だったかもしれませんけれども、聞くところによると、企業長に対する詳細報告も数カ月出されないうで、企業長に説明できてないものを議員に請求されても見せるわけにもいかないというような経過もあって、そしてきょうということになりますので、平均して半年ぐらい、やはり客観的事実として、できてないものとか、簡単に見せるわけにはいかない意思決定過程情報だというなら、それはそれでの議論ありますけれども、当然できたものを参考にしてもらって、議会審議をよりしっかりしてもらいたいという立場に、お答えないですけれども、立たれているんだとすれば、やはり遅い。やっぱり、今までの説明不足の嫌いがどうしてもあると私としては思いますので再度、これからしっかりしていただくためにも、もう一度このことについて触れていただきたく思います。

以上で2回目の質問といたします。

○議長（曾根一吉君）

答弁を求めます。串田武久企業長。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

議会への説明でありますが大変そのスピードが遅いというお話がございましたが、今後についても、正副企業長会議をその都度開催をさせていただきながら、まずは結果について出たものを正副企業長のほうでの十分な会議をスピーディーに行ってまいりたいと思います。その後に、速やかに議会への説明ができるよう最大限の努力をしてまいりたいと、このように思っております。

○議長（曾根一吉君）

野口 勇事務所長。

<事務所長、野口 勇君 登壇>

○事務所長（野口 勇君）

先ほどの披田議員の漏れていた部分について説明いたします。入札に関する総合評価方式の導入の準備状況、考えはということですが、研究課題としてまいりたいと考えております。

続いて、牛久、一般競争入札をやりました5本の工事に対する条件、応札数ですか、あと率ですか、これを説明したいと思います。初めに、配水管布設工事の主な案件でありま

すけれども、地域的には給水区域内に本社、支店または営業所がある業者、水道施設工事業の有資格者、ランク A の評点700点以上、特定建設業の許可を得ている業者でありました。応札可能業者は9社でありました。

<「実際に応札を出したのが何社かということです」と呼ぶ者あり>

○事務所長（野口 勇君）

それも説明いたします。牛久配水場の工事では、管理棟更新工事の主な条件は、建築一式工事用につき特定建設業の許可を得ている業者、建築工事の実績、管工高1億5,000万円以上等でありました。応札可能業者は11社でありました。

続いて、電気計装工事及び地下発電機、電気設備工事の主な案件は、特殊的な工事でありましたので、茨城県内に本社、支店または営業所がある業者、電気工事評点が1,000点以上、管工高が50億円以上等でありました。応札可能業者は12社でありました。

機械設備及び場内配管更新工事の主な案件は、やはり特殊的な工事でありましたので、茨城県内に本社、支店または営業所がある業者、機械器具設置工事評点が1,000点以上、管工高が50億円以上でありました。応札可能業者は1社であります。

それと、一般競争入札の応札者ということで、まず配管工事、これは龍ヶ崎のランドロムフキなんです、4-4号は9社、4-27号は8社。牛久配水場管理棟更新工事は、6-1号で3JV、電気計装工事及び自家発電機更新工事は6-2号、1社、機械設備及び場内配管更新工事6-3号は1社であります。

それと、落札率でありますけれども、4-4号配管工事95%、4-27号配管工事95%、6-1号管理棟更新工事99%、6-2号電気計装95%、6-3号機械設備更新工事98%であります。

以上であります。

○議長（曾根一吉君）

答弁が終わりました。これで披田信一郎議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問が全部終わりました。これで一般質問を終了します。

これで披田信一郎君の質問を終わります。

以上で通告されました一般質問は全部終わりました。これで一般質問を終わります。

◇日程の追加

○議長（曾根一吉君）

お諮りします。閉会中の事務調査の件を日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（曾根一吉君）

ご異議なしと認めます。

◇日程第6 閉会中の事務調査の件

○議長（曾根一吉君）

日程第6、お諮りします。閉会中の事務調査を行うことにご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（曾根一吉君）

ご異議なしと認めます。よって、閉会中に事務調査を行うことに決定いたしました。

○議長（曾根一吉君）

以上で今定例会に付議されました日程は全部終了しました。平成20年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

午後 時 分 閉 会

○ 会議規則第97条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

平成 年 月 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 7番

議員 8番